

鞍手町公共施設等総合管理計画 改訂版

平成 29 年 3 月 策定
令和 4 年 3 月 全部改訂
令和 6 年 3 月 一部改訂

鞍 手 町

はじめに

鞍手町では、昭和40年代後半から昭和50年代を中心に多くの公共施設等^{※1}の整備を進めてきました。しかしながら、この時期に整備された公共施設は既に相当な年月が経過しており、施設の老朽化を始め、人口構造や社会的ニーズの変化など多くの課題が出てきました。

今後、少子高齢化が進み人口構造が大きく変化し、財政状況の厳しさが増すことが予測される中で、老朽化が進む施設にどのように対応していくのか、また、公共施設そのものをどうしていくべきなのか、検討しなければならない時期が来ています。

2013(平成25)年11月に国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える産業基盤をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理^{※2}・更新^{※3}等の方向性を示す基本的な計画として「インフラ長寿命化基本計画」がとりまとめられました。

これを受け、町においても、町が管理するあらゆる公共施設等の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組みの方向性を明らかにする計画として「鞍手町公共施設等総合管理計画」を2017(平成29)年3月に、また、総合管理計画で示した実施方針を基に、2018(平成30)年3月に「鞍手町公共施設等個別施設計画」を策定しました。

しかしながら、当該個別施設計画においては、専門的な知識を有する技術職員の不足等の理由により、劣化状況調査などの必要な調査が未実施で具体的な対策費用の算出や事業計画の策定には至っていない状況があったことから、それらを補完するため、各公共施設等の個別の方針を示す「鞍手町公共施設等個別施設計画」、「鞍手町学校施設長寿命化計画」、「鞍手町道路舗装個別施設計画」、「鞍手町橋梁長寿命化修繕計画」、「第2期鞍手町町営住宅等長寿命化計画」(以下これらを「個別施設計画等」という。)を策定又は全部改訂し、今後の公共施設等の維持管理における長期的な活用方針をとりまとめました。

今回、これらの個別施設計画等との整合を図るとともに、保有する公共施設等の更なる効率的、効果的な利用及び最適な配置に役立てることを目的として、本計画を全部改訂することとなりました。

今後は、これらに基づき、新設から撤去までの、いわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取組みに留まらず、施設の更新や改修、統廃合や処分(除却、売却、賃貸等)などを適切に実施することにより、町民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコスト^{※4}の縮減や予算の平準化を実現しつつ、将来にわたって必要な公共施設等の機能を発揮し続けるための取組みを実行することにより、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展につなげ、資産全体の効用の最大化を図るよう努めてまいります。

※1 公共施設等……公共施設、公用施設その他の地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいいます。

※2 維持管理……施設、設備、構造等の機能の維持のため必要となる点検・調査・補修などをいいます。

※3 更新……老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することをいいます。

※4 トータルコスト……中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいいます。

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画の背景・目的

1. 背景と目的	1
2. 計画の体系及び位置づけ	1
3. 計画期間	2

第2章 鞍手町の現況

1. 鞍手町の概況	3
2. 鞍手町の人口	4
(1) 人口の推移	4
(2) 将来人口	5
3. 鞍手町の財政	6
(1) 歳入の推移	6
(2) 歳出の推移	7
(3) 公共施設等の整備及び管理運営に関する経費の推移	8
(4) 有形固定資産減価償却率の推移	9
4. 公共施設(建物)の概要	10
(1) 施設の分類	10
(2) 施設総量	11
(3) 構造別施設状況	13
(4) 施設分類別の経費	15

第3章 公共施設等の総合的な管理に関する基本方針

1. 基本方針	16
(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	16
(2) 現状や課題に関する基本認識	16
(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	17
(4) 目標	18
2. フォローアップの実施方針等	19
(1) フォローアップの実施方針	19
(2) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	19
(3) PDCAのマネジメントサイクルに基づいた推進計画の見直し	19

第4章 公共施設の整備方針

1. 公共施設(建物)の現況及び整備方針	20
(1) 行政施設	20
(2) 社会教育施設	21
(3) スポーツ・レクリエーション施設	23
(4) 学校教育施設	26
(5) 社会福祉施設	28
(6) 子育て支援施設	30
(7) 住宅	32
(8) 供給処理施設	34
(9) その他	36
2. 公共施設(インフラ)の現況と整備方針	38
(1) 道路	38
(2) 橋りょう	38
(3) 工作物	38
3. 将来予測	39
(1) 更新費用の試算設定条件	39
(2) 将来更新費用	39
(3) 建物更新費用の内訳	40
(4) 道路・橋りょう更新費用の内訳	41
(5) 工作物の更新費用の内訳	42
(6) 公共施設等面積の推計	43
(7) 充当可能な財源額の見込み	43
(8) 今後の方向性	43

第1章 公共施設等総合管理計画の背景・目的

1. 背景と目的

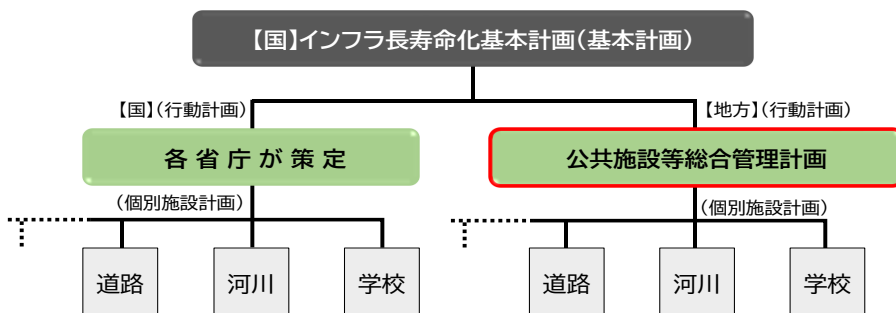
鞍手町(以下「本町」という。)は、石炭産業の衰退による炭鉱の閉山に伴い、大幅に人口が減少しました。その後、活性化を図るため企業の誘致や住宅誘致と農業振興などを柱としたまちづくりに取り組んできた結果、人口も増加傾向となりました。しかし、1985(昭和60)年を境に再び人口の減少が始まり、少子高齢化が進む中で、税収の低下や扶助費の増大により公共施設等の維持管理に関する財政は厳しさを増すことが予測されるため、将来の利用需要を見据えた公共施設の設置を見直し、維持管理費を適正な水準に抑制していく必要があります。

これらの課題を乗り越え、適正な公共施設等の運営を行うためには、本町の公共施設の実態を把握し、将来生じる改修・更新費用等を試算することで、限られた財源の中で効果的かつ効率的な施設の改修計画、公共施設の適正配置や統廃合を含めた検討を行っていくことが必要です。

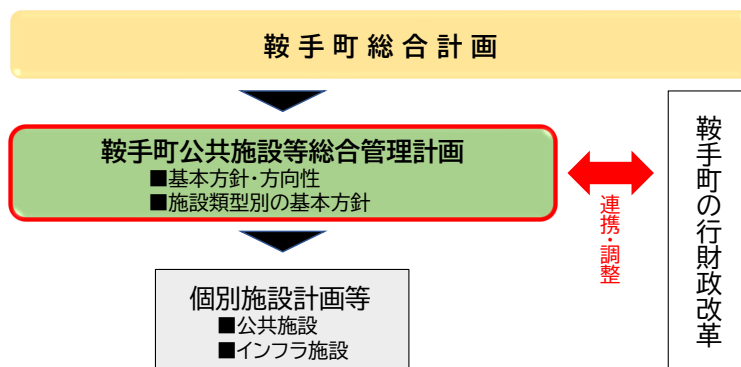
このため、本町では、必要な施設を見極め、長寿命化を図りながら、安全な状態に引き継ぐための計画的かつ効率的な整備や維持管理、運営を行うために「鞍手町公共施設等総合管理計画」(以下「本計画」という。)をとりまとめました。

2. 計画の体系及び位置づけ

本計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本的な方針をとりまとめたものであり、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、行動計画として地方公共団体に策定要請があった「公共施設等総合管理計画」として位置づけられるものです。



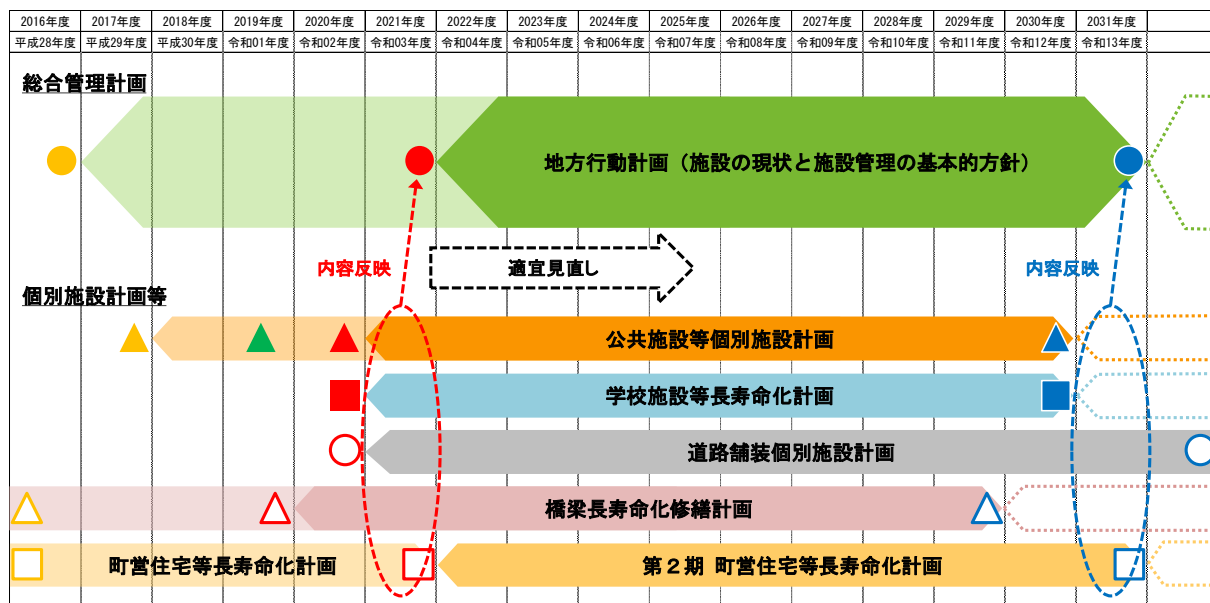
また、最上位計画である「鞍手町総合計画」に則し、本町の公共施設等の基本的な方向性を示すものです。



3. 計画期間

本計画期間は、2022(令和4)年度から2031(令和13)年度までの10年間とし、計画内容については、人口をはじめとする社会情勢や財政状況の変化、上位関連計画における本町の方向性など、試算の前提条件に大きな変更が生じた場合、計画期間中においても適宜見直しを行うものとします。

また、個別施設計画等においては、本計画における方針等の改訂に応じて、見直しを行うものとします。



公共施設等総合管理計画		<ul style="list-style-type: none"> ● H29.03 新規策定 ● R04.03 全部改訂 ● R13年度中に次期策定
個別施設計画等	公共施設等個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ▲ H30.03 新規策定 ▲ R01.12 一部改訂 (工作物追加) ▲ R03.03 全部改訂 (劣化状況調査実施) ▲ R12年度中に次期策定
	学校施設等長寿命化計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ R03.03 新規策定 ■ R12年度中に次期策定
	道路舗装個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ R03.03 新規策定 ○ R17年度中に次期策定
	橋梁長寿命化修繕計画	<ul style="list-style-type: none"> ▲ H26.09 新規策定 ▲ R02.03 全部改訂 ▲ R11年度中に次期策定
	第2期 町営住宅等長寿命化計画	<ul style="list-style-type: none"> □ H26.03 新規策定 □ R04.03 第2期策定 □ R13年度中に次期策定

図 計画期間設定のイメージ

第2章 鞍手町の現況

1. 鞍手町の概況

本町は、福岡県の北部に位置し、東は直方市及び遠賀川を隔てて北九州市八幡西区に接し、北は、遠賀町と中間市、南は直方市と宮若市が六ヶ岳山系の稜線を境とし、西に西山山系を介して宮若市と宗像市に隣接しており、昭和の大合併により旧剣町、旧西川村、旧古月村の1町2村が合併し、昭和30年1月、鞍手町として発足しました。

面積は35.60 km²で、東西に6.5km、南北に9.0kmと南北にやや細長い町で、縄文時代から弥生時代、古墳時代の遺跡や遺物も多数出土し、国指定史跡、重要文化財、県指定史跡など数多くの文化財を有しています。

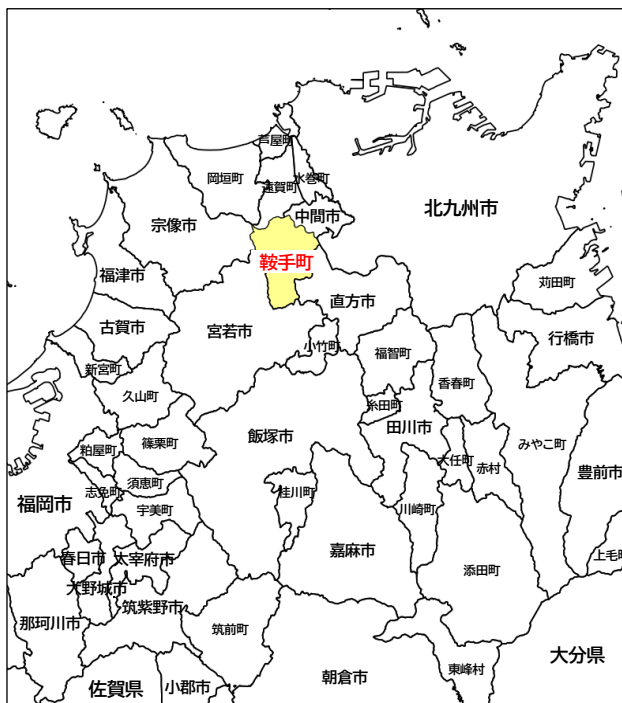
地勢は、南西部に六ヶ岳(標高339m)を中心とする丘陵地があり、その地を水源とする遠賀川水系西川が町の中央部を南北に流れており、この西川流域と北部は、平地で開けています。

古くから農耕が主な産業でしたが、明治初期からは近代化による石炭産業が栄え、本町の主要産業として地域経済を支えてきました。しかし、昭和30年代のエネルギー革命により、本町も石炭産業に依存してきた他市町村と同様、昭和38年の大手炭鉱の閉山により全ての石炭産業が幕を閉じ、多くの人が働く場を求めて町外へ流出し、さらには石炭産業の負の遺産として鉱害や失業者の激増などの大きな問題が発生しました。

石炭産業の終焉により疲弊した本町を活性化するため、企業・住宅誘致、農業振興を柱とした総合計画を策定し、積極的にまちづくりに取り組んできました。平成7年までに73社の企業が立地・操業するとともに住宅団地の開発も進み、農業施策面では担い手育成事業などに取り組んだ結果、減少の一途だった人口も昭和60年には微増するという成果を見ましたが、その後の少子高齢化、雇用情勢の変化による都市部への人口集中などの社会現象から、再び人口流出が続くこととなりました。人口動態を見ると、国勢調査ベースで平成7年からは1年間に約200人の割合で人口が減少しており、特に若年層の流出が目立っています。

このような状況の中、平成の大合併の気運の高まりから、平成15年4月に直方市と鞍手郡4町の法定協議会が発足し近隣市町との合併に取り組みましたが、合併の実現に至らず、さらに、平成16年6月に直方市と小竹町及び本町の1市2町で再び法定協議会を設置しましたが、合併には至りませんでした。

国も地方も厳しい財政状況にある中、合併による効果を得ることはできなかったものの、その後は行財政改革を断行しながら定住促進や企業誘致などの自立促進施策を進めてきた結果、近年の人口の社会減少は抑制傾向となりつつあります。

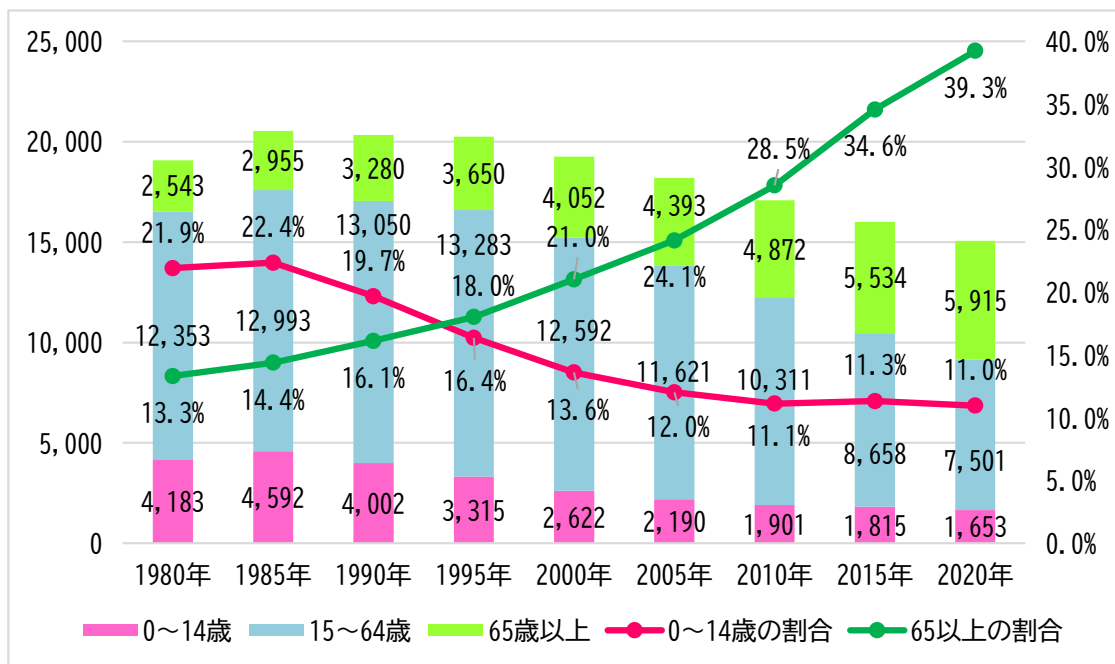


2. 鞍手町の人口

(1) 人口の推移

本町の総人口は、1985(昭和60)年をピークに減少が続いており、特に1995(平成7)年以降は、5年間に約1,000人ずつのペースで減少しています。

また、年齢3区分別で見ると、老年人口が増え続ける一方で、それ以外の区分が減少し続けており、少子高齢化が進むとともに人口減少が進んでいることがうかがえます。



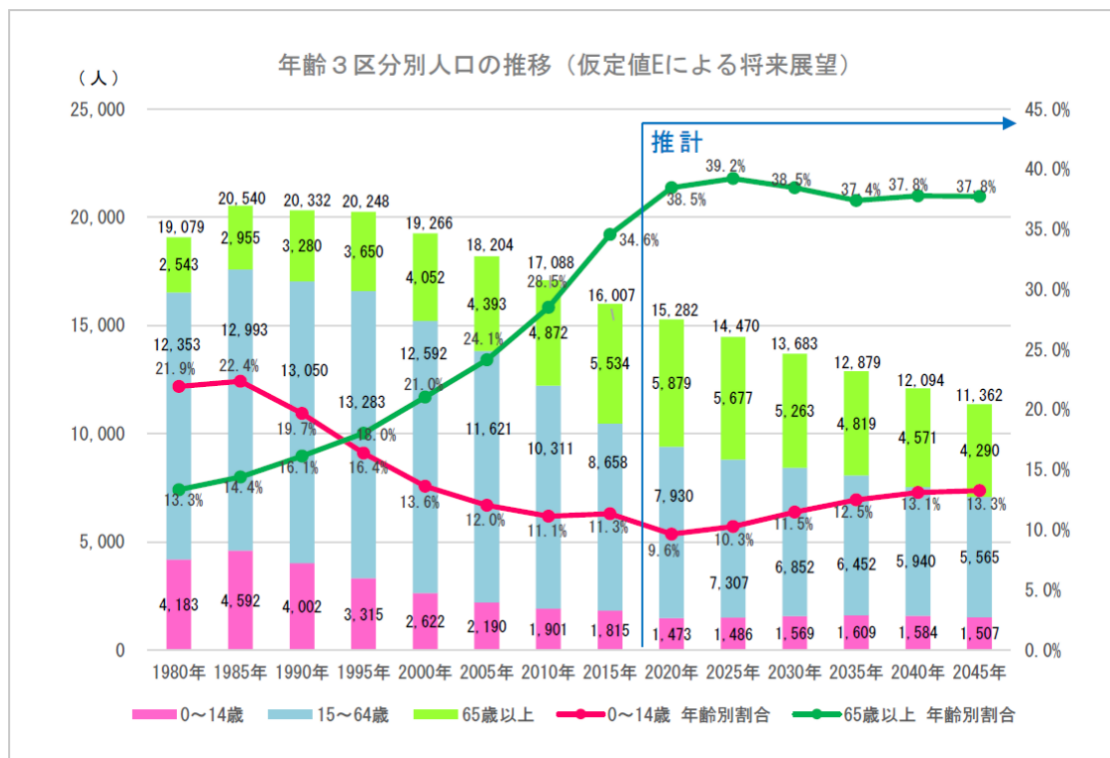
出典：国勢調査

図 年齢3区分別人口の推移

※2010年、2020年は年齢不詳を含むため年齢3区分の合計と総人口が一致しない結果となっています。

(2) 将来人口

「鞍手町人口ビジョン[令和元年度改訂版](以下「人口ビジョン」という。)」では、2015(平成27)年の年少人口の総人口に占める割合は、2010(平成22)年の11.1%から0.2ポイント増加して11.3%となったことから、今後2045(令和27)年まで11%台を維持すると推計されています。これは、定住施策のひとつである「定住促進奨励金交付事業」等の効果による年少人口の転入がひとつの要因であると考えられます。



出典：鞍手町人口ビジョン

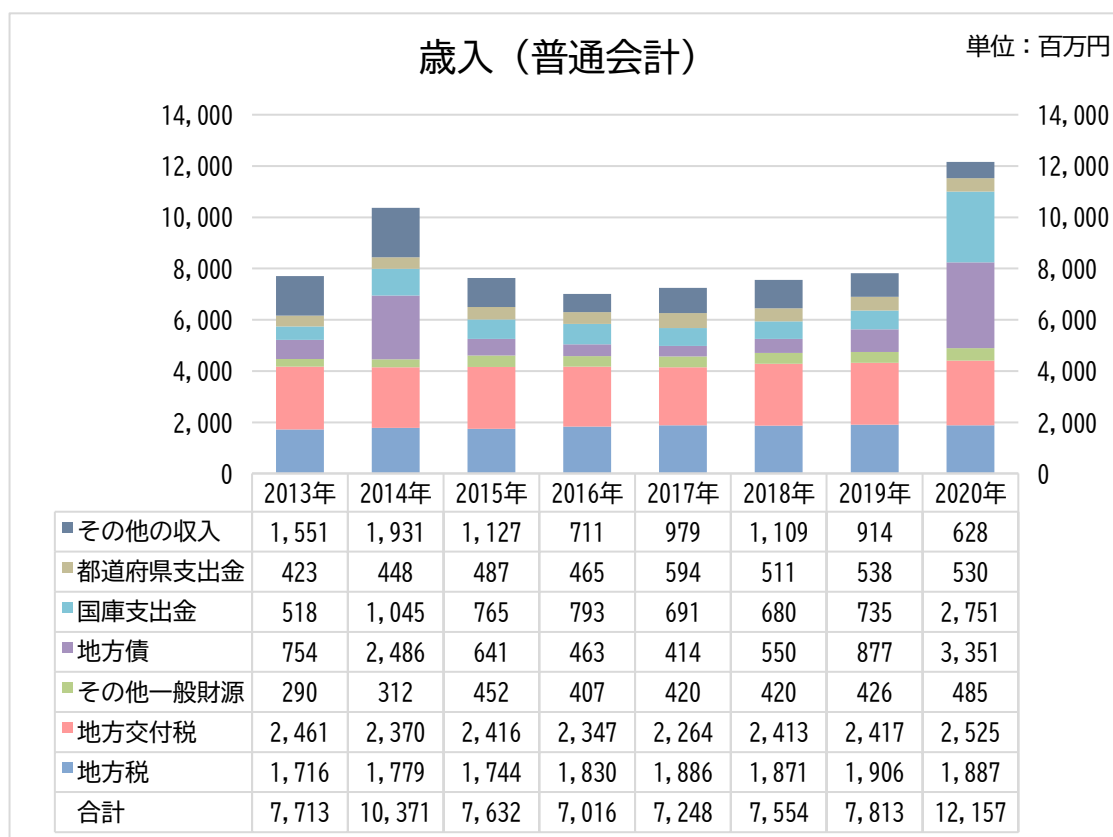
図 人口の将来展望

3. 鞍手町の財政

(1) 歳入の推移

2020(令和2)年度の歳入総額(普通会計)は121.5億円で、その内訳は歳入全体の約27%を占めている地方債が33.5億円、次いで国庫支出金が27.5億円、地方交付税が25億円となっています。

過去8年間の歳入をみると、地方税は18億円前後、地方交付税は24億円前後で推移しており、地方債においては、2014(平成26)年度の中学校統合に伴う施設整備の17.3億円を含む24.9億円の借入れ及び2020(令和2)年度の病院建設事業の11.9億円を含む33.5億円の借入れ以外では7億円前後で推移しています。



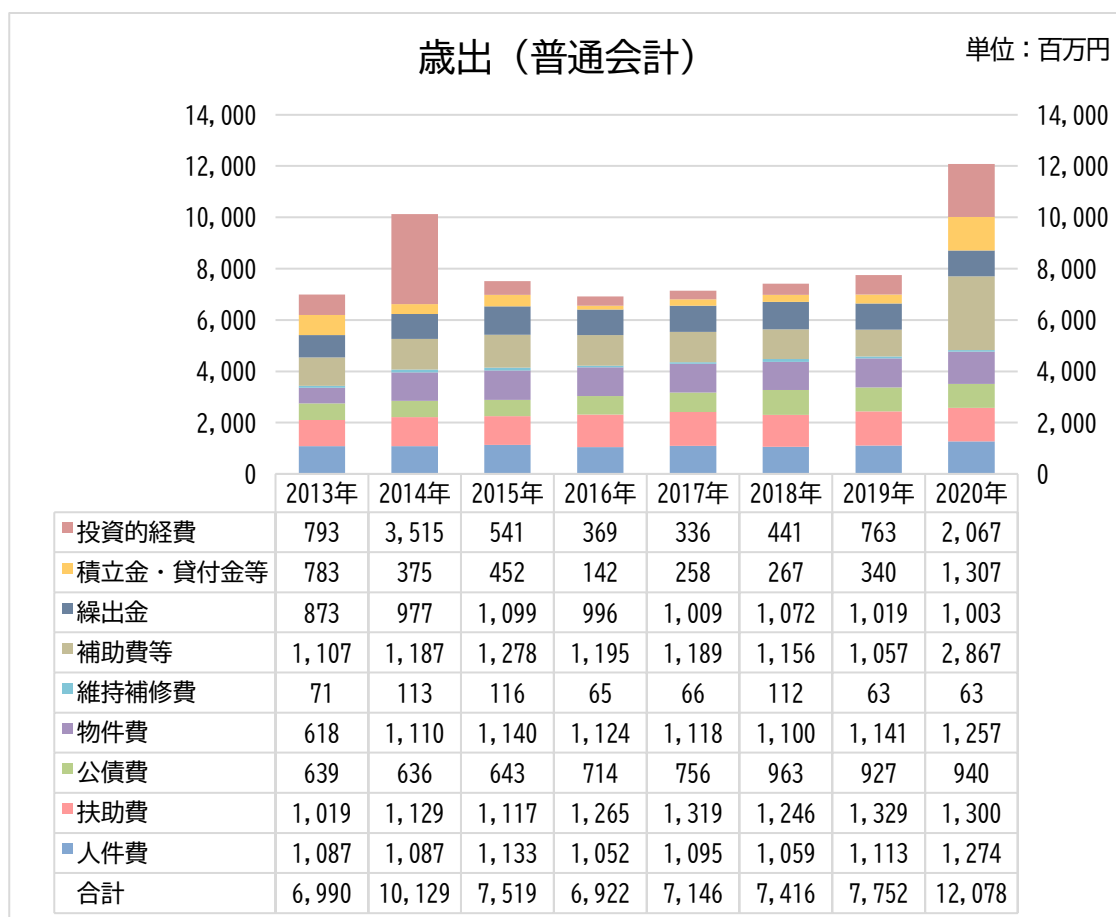
出典：地方財政状況調査

図 歳入の推移

(2) 歳出の推移

2020(令和2)年度の歳出総額(普通会計)は120.7億円で、その内訳は補助費等で28.6億円、次いで投資的経費が20.6億円、積立金・貸付金等が13億円となっています。

過去8年間の歳出をみると、人件費は11億円前後を推移していますが、扶助費においては社会保障関係費が年々増加傾向にあり、2013(平成25)年度と比較して2.8億円増加しています。投資的経費については、2014(平成26)年度の中学校統合に伴う施設整備及び2020(令和2)年度の病院建設事業以外の年度では6億前後で推移しています。



出典：地方財政状況調査

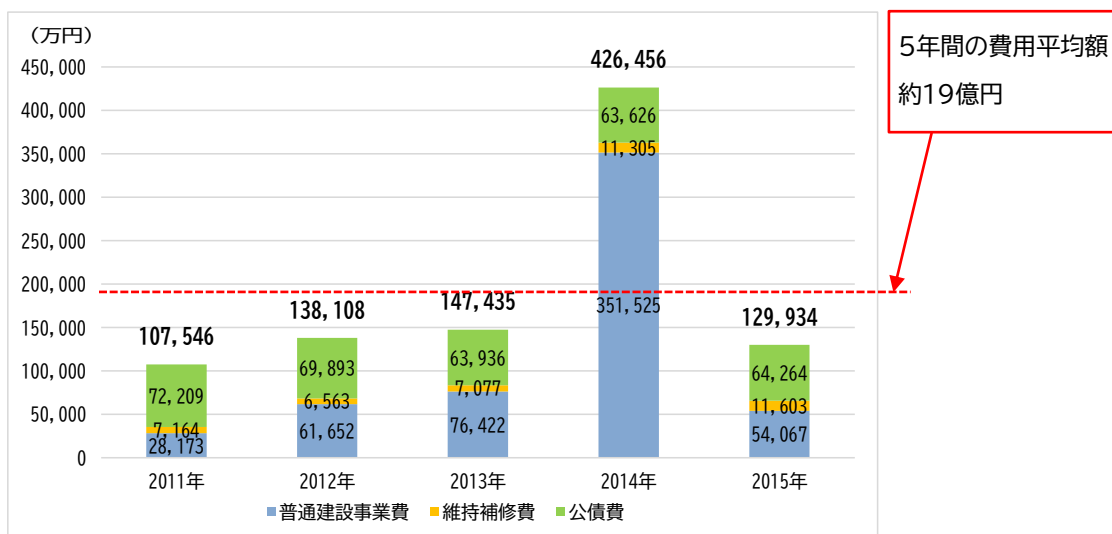
図 歳出の推移

(3) 公共施設等の整備及び管理運営に関する経費の推移

公共施設等の整備や管理運営に関する経費として、普通建設事業費、維持補修費、公債費があります。

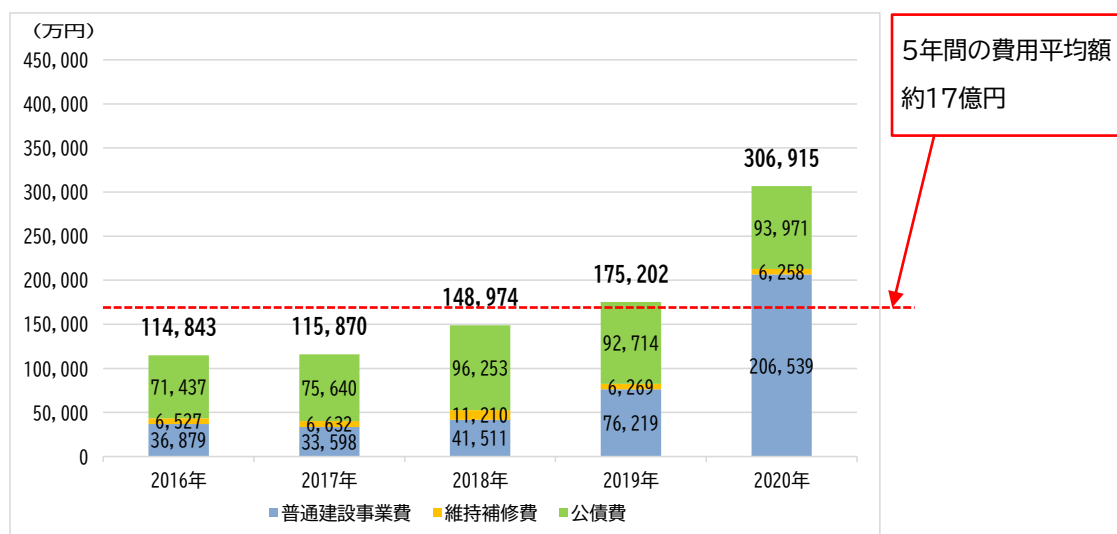
2016(平成28)年度に本計画を策定した時点では、2011(平成23)年度から2015(平成27)年度までの5年間における公共施設等の整備や管理運営に関する経費の平均は約19億円となっています。

今回の改訂にあたり、2016(平成28)年度以降の5年間の推移をみると、病院建設事業により2020(令和2)年度に要した費用は約30億円と例年より増加していますが、5年間の平均では約17億円となっています。なお、維持補修費の推移に大きな変化はありませんが、公債費に関しては、この3年間で2億円ほど増加しています。



出典：地方財政状況調査

図 計画策定時の公共施設等の整備・管理運営に関する費用の推移



出典：地方財政状況調査

図 平成28年度以降の公共施設等の整備・管理運営に関する費用の推移

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、建物やインフラ施設等といった土地以外の償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合で、それぞれの施設が設定されている耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているかを示しています。

本町の推移は2016(平成28)年度の70.3%から2020(令和2)年度には76.4%に推移しており、5年間で約6%の増加となっています。

2020(令和2)年度を財産区分別にみると、建物では「庁舎」や「認定子ども園・幼稚園・保育所」、「福祉施設」が80%以上を超えており、高い水準となっています。

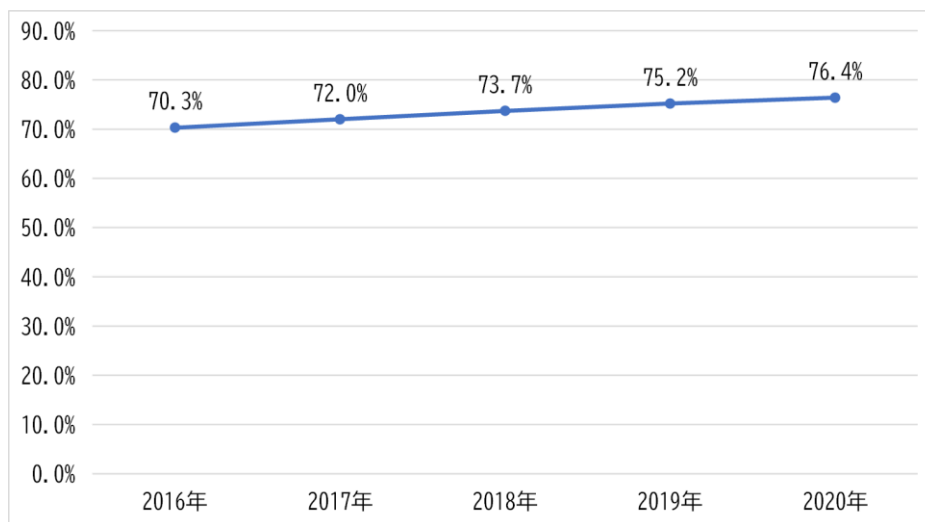


図 有形固定資産減価償却率の推移

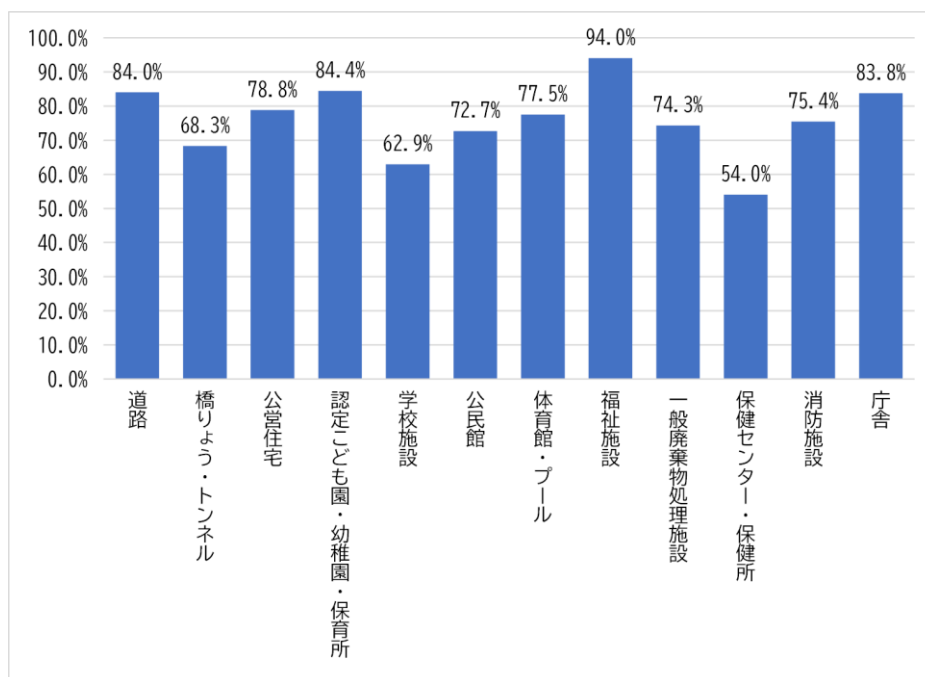


図 令和2年度 財産区分別有形固定資産減価償却率

4. 公共施設（建物）の概要

(1) 施設の分類

本町が保有する公共施設のうち、道路・橋りょう・上下水道等のインフラ系施設を除いた建築物を以下の項目に分類します。

大分類	中分類	施設名称例
行政施設	庁舎	役場庁舎
	消防施設等	分団格納庫
		防災倉庫
社会教育施設	集会施設	公民館
	文化施設	博物館
		史跡
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	体育館
		武道館
		弓道場
		テニス場
		町民グラウンド
	レクリエーション施設	キャンプ場
		公園
学校教育施設	学校	小学校
		中学校
	学校給食共同調理場	給食センター
社会福祉施設	高齢者福祉施設	福祉センター
	その他	集会所
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所
		学童クラブ
住宅	公営住宅	公営住宅
供給処理施設	供給処理施設	衛生センター
その他施設	その他	葬斎場
		駅舎
		揚排水機場
		旧学校施設
		上記以外

(2) 施設総量

本町が保有する公共施設の総量は、全78施設、409棟、総延床面積は112,915.9㎡となっています。施設用途による分類では、延床面積で最も多く占めているのは「学校教育施設」で、全体の36.6%を占めています。次いで「住宅」の25.8%、また、旧学校施設を含む「その他施設」も3番目に多い状況です。

表 分類別公共施設集計結果

番号	大分類	施設数	棟数	総延床面積 (㎡)	延床面積 割合
1	行政施設	8	17	3,932.2	3.5%
2	社会教育施設	3	3	3,567.9	3.2%
3	スポーツ・レクリエーション施設	13	19	4,495.9	4.0%
4	学校教育施設	8	52	41,374.9	36.6%
5	社会福祉施設	11	14	4,771.6	4.2%
6	子育て支援施設	5	5	1,985.8	1.8%
7	住宅	14	250	29,186.4	25.8%
8	供給処理施設	1	2	1,966.3	1.7%
9	その他施設	20	47	21,634.9	19.2%
合計		83	409	112,915.9	

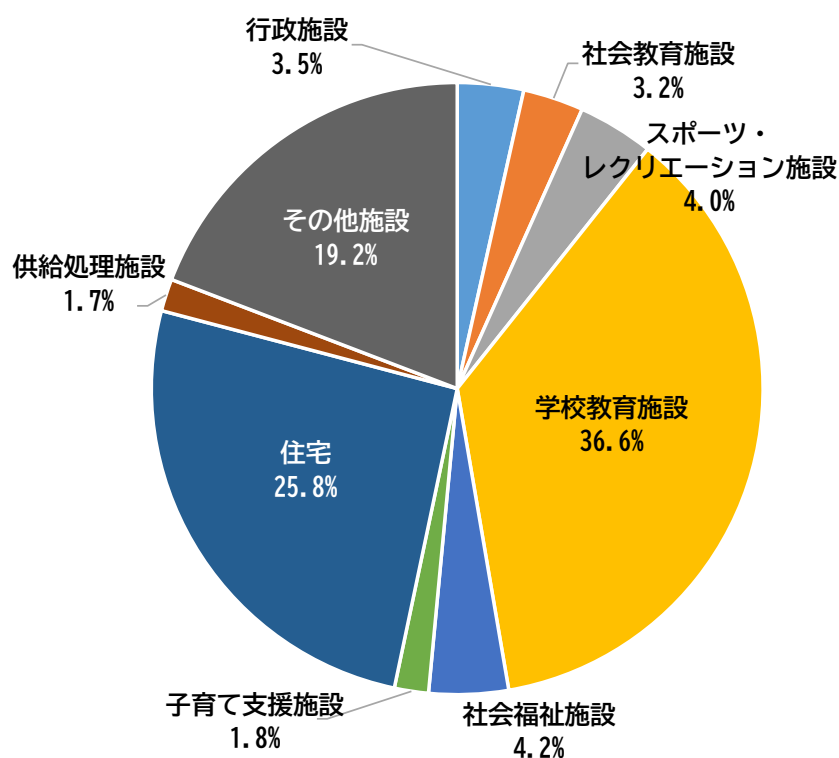


図 分類別公共施設延床面積の割合

本町が現在保有する公共施設(伊藤常足旧宅を除く。)は、公営住宅等の施設整備が1950年代前半より始まり、1970年代には学校教育施設及び住宅の整備で一度ピークを迎えます。1980年代以降は10年程度ごとに集中して整備されており、2015(平成27)年には中学校統合に伴う大規模な施設整備が行われています。これらの施設は、築年数が30年を超過してくると、大規模改修等の保全工事や建替の検討が必要となってきます。なお、本町では65%の施設が築30年以上を超えており、多くの整備費用が必要となる時期を迎えています。以上のことから、必要な町民サービスを維持しつつ施設総量を抑制していくためには、適切な施設マネジメントが必要な状況となっています。

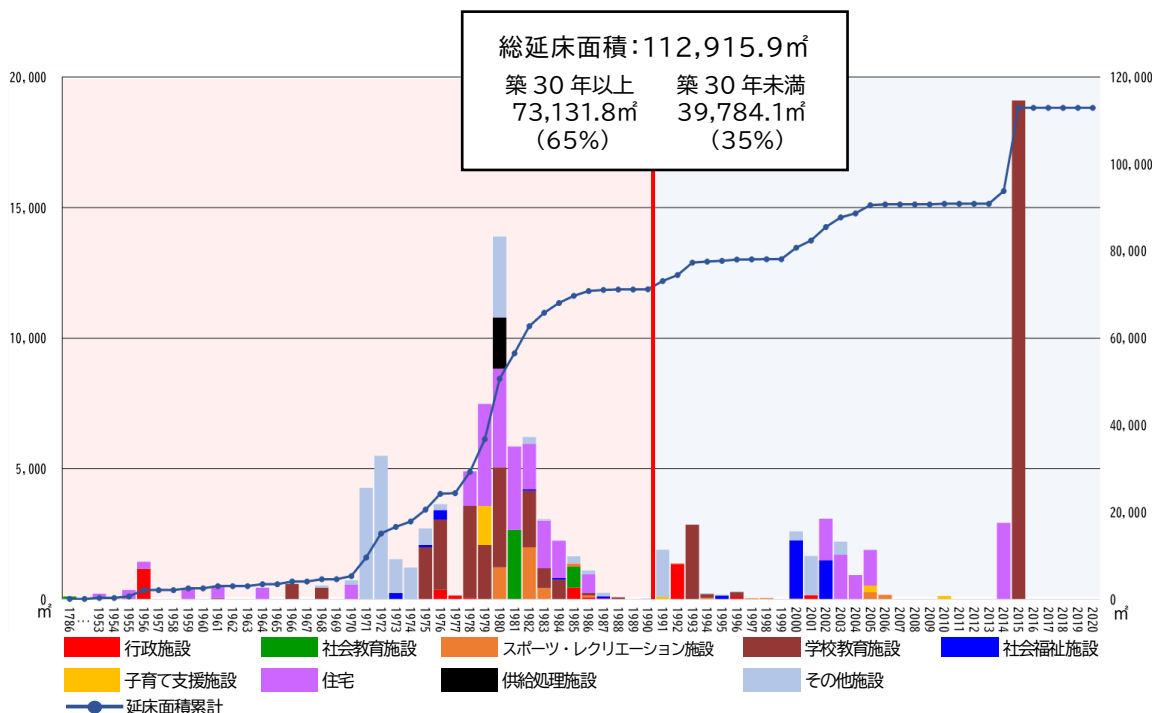


図 公共施設の年度別整備面積の推移

表 築30年以上及び未満の延床面積集計結果

番号	大分類	築30年以上	築30年未満	合計
1	行政施設	2,325.2	1,607.0	3,932.2
2	社会教育施設	3,567.9	0.0	3,567.9
3	スポーツ・レクリエーション施設	3,875.5	620.4	4,495.9
4	学校教育施設	19,038.0	22,336.9	41,374.9
5	社会福祉施設	906.9	3,864.7	4,771.6
6	子育て支援施設	1,591.9	393.9	1,985.8
7	住宅	20,645.7	8,540.7	29,186.4
8	供給処理施設	1,966.3	0.0	1,966.3
9	その他施設	19,214.4	2,420.5	21,634.9
合計		73,131.8	39,784.1	112,915.9

(3) 構造別施設状況

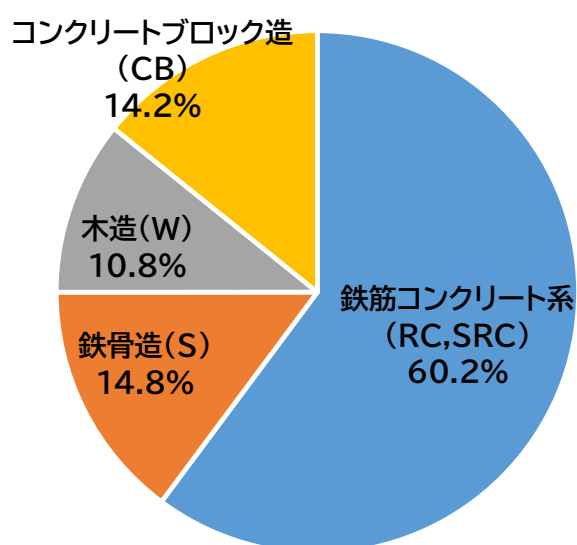
次に、公共施設の延床面積を構造別に集計したところ、鉄筋コンクリート系の建物(RC, SRC)が60.2%と保有施設の半数以上を占め、次いで鉄骨造(S)の14.8%、コンクリートブロック造(CB)の14.2%と続いています。

また、築30年を基準に分けて構造別の延床面積の割合をみると、コンクリートブロック造は、ほぼ築30年以上が経過していることがわかります。また、保有施設の6割以上を占める鉄筋コンクリート系建物に関しても約7割が築30年以上を経過しており、大規模改修や更新等の検討が必要とされます。

分類別での構造をみると、公営住宅には築30年以上経過しているコンクリートブロック造のほとんどが含まれ、木造(W)も多いことがわかります。これらは鉄筋コンクリート系建物に比べ耐用年数が短いため、老朽化の進行が懸念されます。

図表 構造別延床面積

構造	延床面積 (㎡)	割合
鉄筋コンクリート系 (RC, SRC)	67,958.6	60.2%
鉄骨造 (S)	16,700.7	14.8%
木造 (W)	12,217.9	10.8%
コンクリートブロック造 (CB)	16,038.7	14.2%
合計	112,915.9	



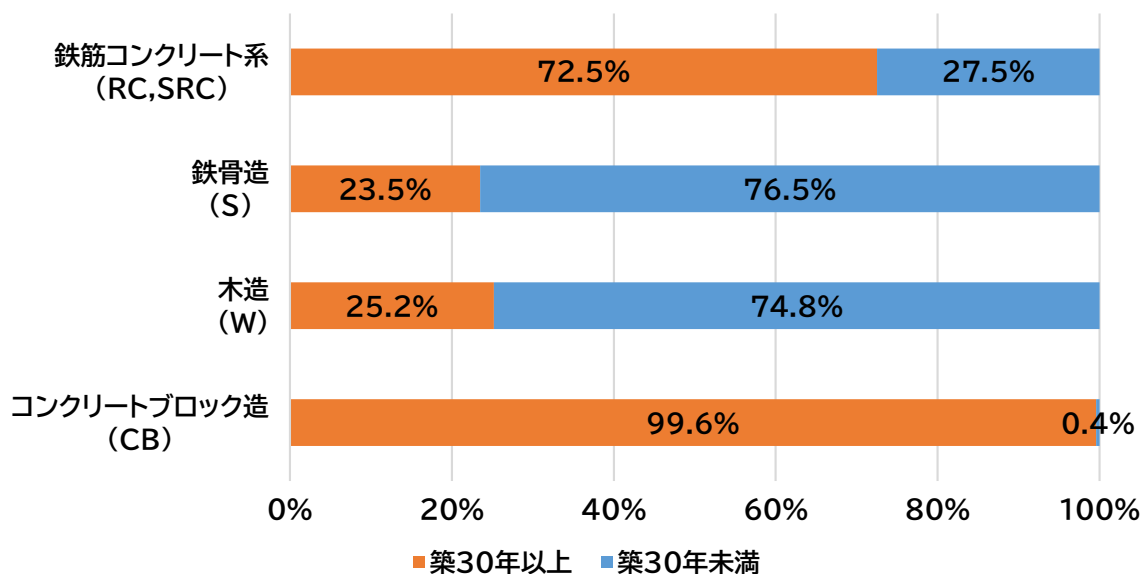


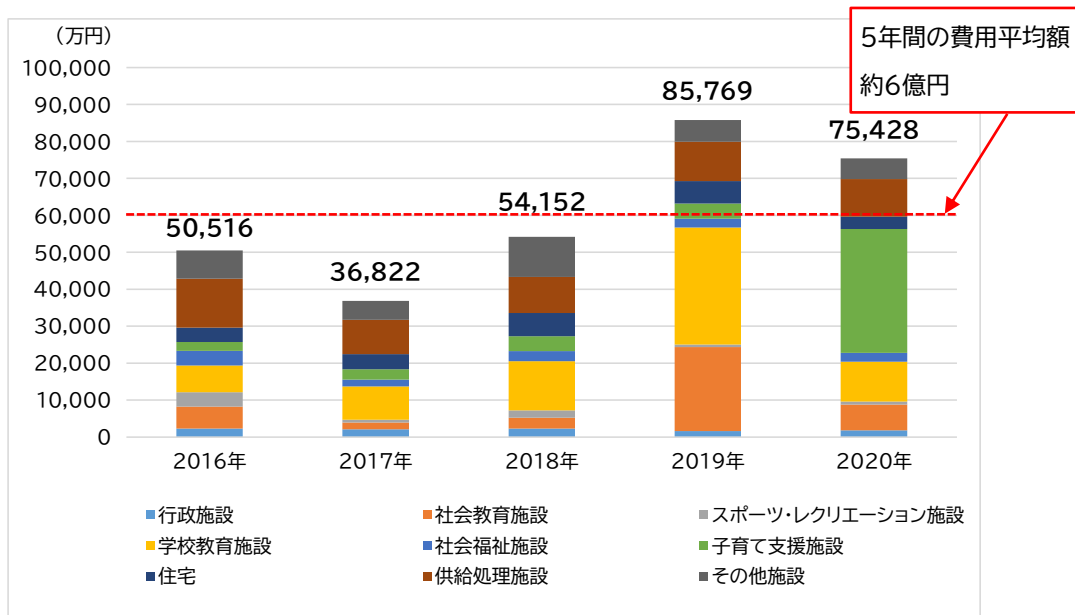
図 築30年以上及び未満の構造別延床面積

表 分類別構造別延床面積集計結果

番号	大分類	単位 m ²				合計
		鉄筋コンクリート系	鉄骨造	木造	コンクリートブロック造	
1	行政施設	1,328.8	2,510.7	92.7	0.0	3,932.2
2	社会教育施設	3,454.5	0.0	113.4	0.0	3,567.9
3	スポーツ・レクリエーション施設	3,413.2	462.6	545.8	74.3	4,495.9
4	学校教育施設	36,571.7	4,791.2	12.0	0.0	41,374.9
5	社会福祉施設	240.6	4,292.4	238.6	0.0	4,771.6
6	子育て支援施設	1,497.5	488.3	0.0	0.0	1,985.8
7	住宅	1,836.7	293.0	11,164.4	15,892.3	29,186.4
8	供給処理施設	1,966.3	0.0	0.0	0.0	1,966.3
9	その他施設	17,649.3	3,862.5	51.0	72.1	21,634.9
合計		67,958.6	16,700.7	12,217.9	16,038.7	112,915.9

(4) 施設分類別の経費

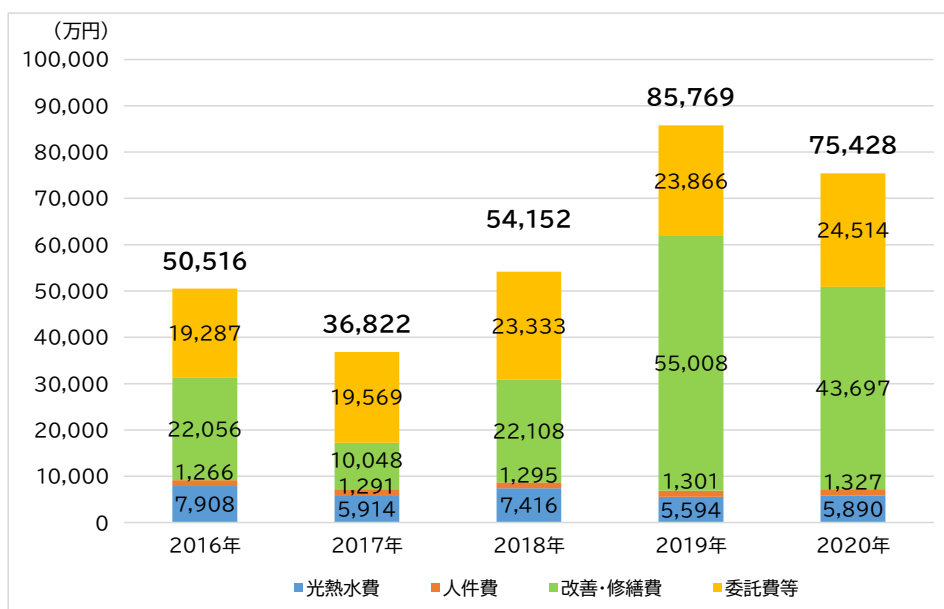
本計画の対象施設(建築物)に関する整備・運営費について施設分類別にみると、2019(令和元)年度に社会教育施設及び学校教育施設、2020(令和2)年度に子育て支援施設の運営費用が増加しており、5年間の平均額は約6億円となっています。



資料：施設管理者アンケート調査

図 支出分類別の費用の推移

費用分類別にみると、2019(令和元)年度に中央公民館の改修、2020(令和2)年度に古月保育所を改修しており、直近2年間の改善・修繕等の費用が増加しています。



資料：施設管理者アンケート調査

図 施設分類別の費用の推移

第3章 公共施設等の総合的な管理に関する基本方針

1. 基本方針

(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

① 施設情報の一元化

施設の維持管理費や稼働率などの情報は、公共施設等の管理を推進するうえで非常に重要な基礎データです。しかし、現在本町が管理している「財産台帳」は、建物の構造や面積などの必要最小限の情報のみであり、維持管理コストや利用者数等の情報については各施設所管課がそれぞれで管理しているため、全庁的な現況の把握が難しい状況です。このため、施設に関する様々な情報を一元化する必要があります。

② 個別施設計画等の策定及び活用

2017(平成29)年の本計画策定時までは、損傷が発生してから対応する対症療法的な事後保全型管理を行ってきましたが、2020(令和2)年度から2021(令和3)年度において、定期的な点検で早期に損傷を発見し、致命的な欠陥を発見する前の軽微な段階で対策を講じる予防保全型管理を基本とする個別施設計画等の改訂及び策定を行い、長期的な施設の活用方針をとりまとめました。

今後は、この個別施設計画等を活用し、本計画を踏まえ効率的・効果的な維持管理・更新等を推進して行くこととしています。

(2) 現状や課題に関する基本認識

① 計画の必要性

老朽化した施設は、倒壊等による人的被害が発生しないようにするための対策が必要です。今ある資源や資産を最大限に活用して、適切かつ良質なサービスを維持し、将来にわたる財政面での持続可能性を確保するため、今後の人口減少及び人口構造の変化に応じた総合的かつ計画的な管理を行う必要があります。

② 点検・診断

施設の機能水準を保つため、定期的な点検・診断は必要不可欠です。しかし、施設によってはこれまで十分な取組がなされていないものもあります。よって、経過年数による劣化や利用状況を把握し、施設の安全と長寿命化を確保します。

③ 管理基準の設定

公共施設等の機能を維持するうえで必要となるメンテナンスは、施設の規模や設置環境、利用状況等によって大きく異なり、過度な対応は行政コストの増大を招き、過小な対応は公共施設等の機能の維持や、利用者の安全確保に支障をきたす可能性があります。

このため、管理基準の体系的整備に当たっては、安全の確保を最優先としつつ、予算や体制等の実態も踏まえた持続可能なものとしていく必要があります。

また、各施設の設置環境や利用状況を分析し、将来必要となる公共施設等の機能や、それを維持し続けるため、メンテナンスサイクルをいかに構築していくかが課題となっています。

④ 予算管理

厳しい財政状況下において、維持管理・更新等にかかる計画的な投資を行うためには、あらゆる角度からトータルコストの縮減を図り、予算の平準化に努めることが重要です。予算の平準化を図るためには、点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、施設ごとに対策費用や対応の緊急性を検討のうえ、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討し、投資を計画的に実施していく必要があります。

⑤ 民間業者との連携

新たな公共施設等の整備や運営等において、様々な資金やノウハウを持つ民間事業者活力を積極的に活用する PPP^{※5}、PFI^{※6}の導入について検討します。また、民間施設を活用するなど公共施設によらない公共サービスとの提供についても検討します。

※5 PPP…Public Private Partnership の略。公共サービス提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間ノウハウを利用し効率化や公共サービスの向上を目指すものです。

※6 PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率やサービス向上を図る手法をいいます。

(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

現有施設の保全・活用を徹底し、整備拡張型から現有施設活用型へ転換を図るとともに、従来手法による施設整備での対応だけでなく、施設機能に着目した工夫ある管理や整備手法を導入し、分散したデータや統一化されていない基準を改め、一元的な情報集約や全体的で実効性のある仕組みの構築に取り組めます。

必要な対策の検討に当たっては、他の関連する情報も考慮したうえで、その施設の必要性、対策の内容や時期等を再検討し、必要性が認められる施設については、更新等の機会をとらえて社会情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図ります。一方で、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、町の財政規模や人口規模に応じた戦略的な取組を推進します。

① 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、利用状況や自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設ごとに異なります。各施設の特性を考慮したうえで、定期的な点検・診断により施設の状態を把握することに努めます。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来、劣化等による故障のたびに必要な修繕が行われてきました。

大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る「**予防保全型維持管理の導入**」を推進します。

豪雨、地震等の災害や人的な事故等の短期間で発生する事象に起因する損傷によってその健全性が左右される施設については、巡視や被災後の点検等により状態を把握し、適切に機能回復を図ることとします。

③ 安全確保の実施方針

町民生活や社会経済活動の基盤である公共施設等は、時代とともに変化する町民のニーズを踏まえつつ、利用者の安全を確保したうえで、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提となっています。

これまでは劣化や故障が起きてからの対応が中心であったため、標準的な更新年数をかなり超過した築年数の古い施設もあります。外壁の落下や防災設備の故障など、利用者の安全の確保に直結する場合は早急に対策を行い、施設を安全な状態で維持し、サービスを継続的に提供します。点検・診断等により高い危険性が認められた施設については、立入禁止措置等により安全確保に努めます。

また、老朽化により供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない施設は、速やかに処分を検討します。

④ 耐震化の実施方針

本町では、いつまでも安心して暮らすことができるよう、総合的な防災対策を推進し、被害の軽減を図る、災害に強いまちづくりを進めています。

公共建築物の多くは、災害時には避難場所等として活用され、庁舎では被害情報の取りまとめや災害対策指示が行われるなど、応急活動の拠点となっています。

このため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、耐震化されていない施設については耐震化の促進に取り組めます。

⑤ 長寿命化の実施方針

劣化による施設の機能や設備機器の不具合が顕在化した時点で対応した場合、総じて高コストとなるため、点検・診断等の実施方針のとおり早期に健全度を把握し、予防的修繕等の実施を徹底することにより事業費の高コスト化を回避し、財政負担の抑制と平準化を図ります。

⑥ 統合や廃止の推進方針

施設の利用状況や老朽化等に照らし、必要性が薄れてきた施設については廃止・撤去を進め、重複した機能を有する施設は集約化による機能統合を検討します。なお、これらの推進方針により生じた空き施設については、売り払いや有償での貸付等の財源確保の手段として有効に活用します。

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の整備、改修に当たっては、障がいの有無や年齢、性別、言語等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安心・安全に、利用できる施設づくりを目指します。

(4) 目標

将来人口の減少に伴い町民一人当たりの延床面積は増嵩し、全国平均とのかい離は更に大きくなることが予想されます。本計画期間内においては、施設総量112,915.9㎡を最大値としてとらえ、施設の複合化・集約化及び処分を可能な限り実施することで、16.3% (18,454.9㎡)の施設総量削減の目標を掲げ、次期計画につなげます。

2. フォローアップの実施方針等

(1) フォローアップの実施方針

維持管理に関する庁内の横断的な体制を整備し、情報管理・更新等を推進するため、トータル管理コストの低減や年度間の管理費の平準化の視点で、管理方策や更新施設の優先順位及び計画の見直し等について検討します。なお、これらの検討結果はホームページなどを活用して公表します。また、固定資産台帳を、公共施設等の維持管理、修繕及び更新等に係る中長期的な経費の算出や、本計画の実施に活用し、計画を推進します。

(2) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

各所管課による縦割りを乗り越えて、総合的な視点で計画を推進する体制を整備します。各課が連携した推進体制づくりを行い、具体的な数値目標の明示や管理基準を設定することにより、各所管課がアイデアを出し合い、共有化するなど庁内のノウハウを一元化します。また、職員が施設の点検要領等を十分に理解し、委託業者の点検結果を適切に評価できるよう、研修や講習会に積極的に参加します。

(3) PDCAのマネジメントサイクルに基づいた推進計画の見直し

本計画の定期的な検証と見直しにあたっては、計画の策定(Plan)、マネジメントの取組の実施(Do)、実施結果の検証(Check)、計画の見直し(Action)といった、PDCAのマネジメントサイクルに基づいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える公共施設の複合化等についても合わせて検討します。また、実施結果の検証では、計画の進捗状況の評価や施設老朽度の判定等の取組により、目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行うものとします。



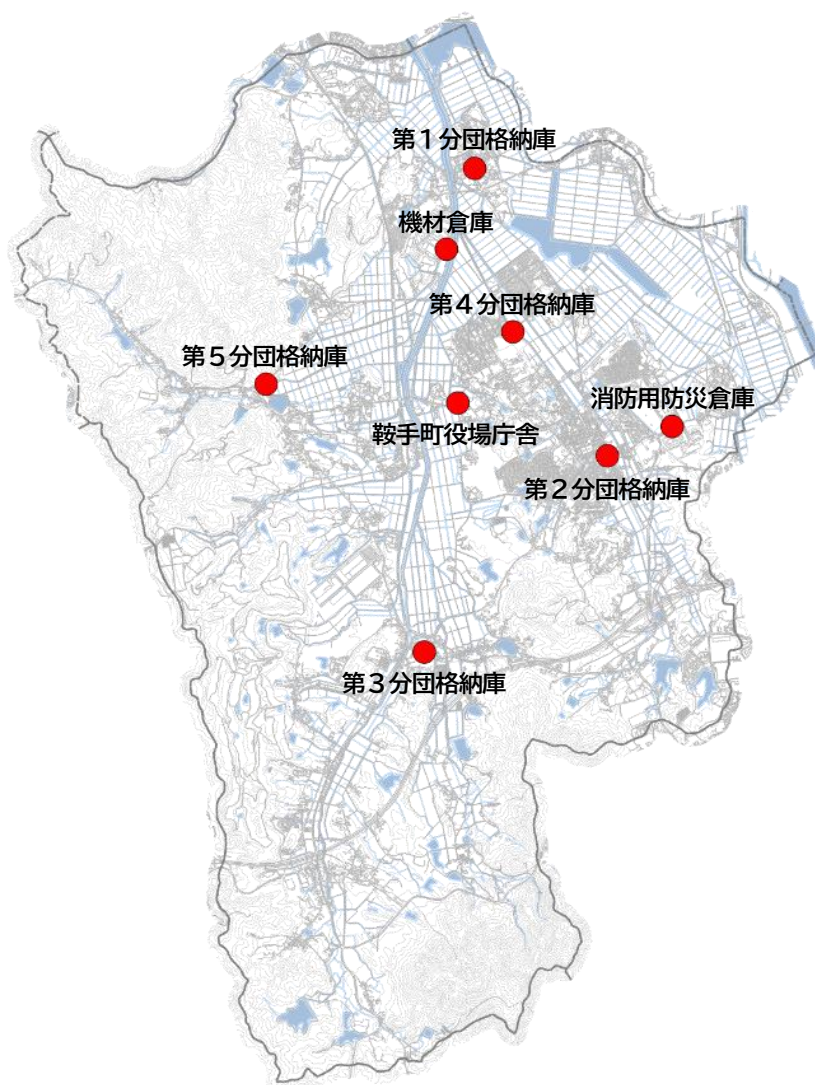
第4章 公共施設の整備方針

1. 公共施設（建物）の現況及び整備方針

(1) 行政施設

単位 m²

番号	施設名	所管課	代表建築年	経過年数	構造	総延床面積	個別
1	鞍手町役場庁舎	総務課	1956	65	RC	3,455.1	有
2	鞍手町消防用防災倉庫	総務課	2015	7	W	9.4	
3	第1分団格納庫	総務課	1977	44	RC	75.0	
4	第2分団格納庫	総務課	1986	35	RC	75.0	
5	第3分団格納庫	総務課	1977	44	S	73.0	
6	第4分団格納庫	総務課	2001	21	S	76.0	
7	第5分団格納庫	総務課	2001	21	S	76.0	
8	機材倉庫	総務課	1996	25	W	92.7	



① 施設の状況

行政施設は、町役場や分団格納庫など8施設が配置されています。役場庁舎は、新館を除き、既に築40年以上を経過しており、特に旧館においては築60年以上経過しているため、老朽化が急速に進んでいる状況です。また、分団格納庫などにおいても築30年を経過した施設が複数存在しています。

② 課題

本町では新庁舎の建設計画が進行しており、令和6年度の供用開始を予定しているため、現役場庁舎の今後の活用方法等を含めた方針を検討する必要があります。

また、分団格納庫等は適正な維持管理を実施し、長寿命化を図る必要がありますが、築30年以上を経過している建物に関しては、今後更新等の検討が必要となります。

③ 整備方針

役場庁舎に関しては、2024(令和6)年度の供用開始を目標とする新庁舎の整備を推進するとともに、現庁舎については、策定した個別施設計画に沿って機能維持のための事後保全管理を行いつつ、除却を含めた処分を検討します。

消防関連施設は災害時対応の重要な施設であるため、計画的な予防保全型管理による長寿命化を図ることを原則とし、建設年が古い建物については、機能維持のための事後保全管理を行いながら、更新等を検討します。



現役場庁舎(新館)



消防用防災倉庫



第3分団格納庫

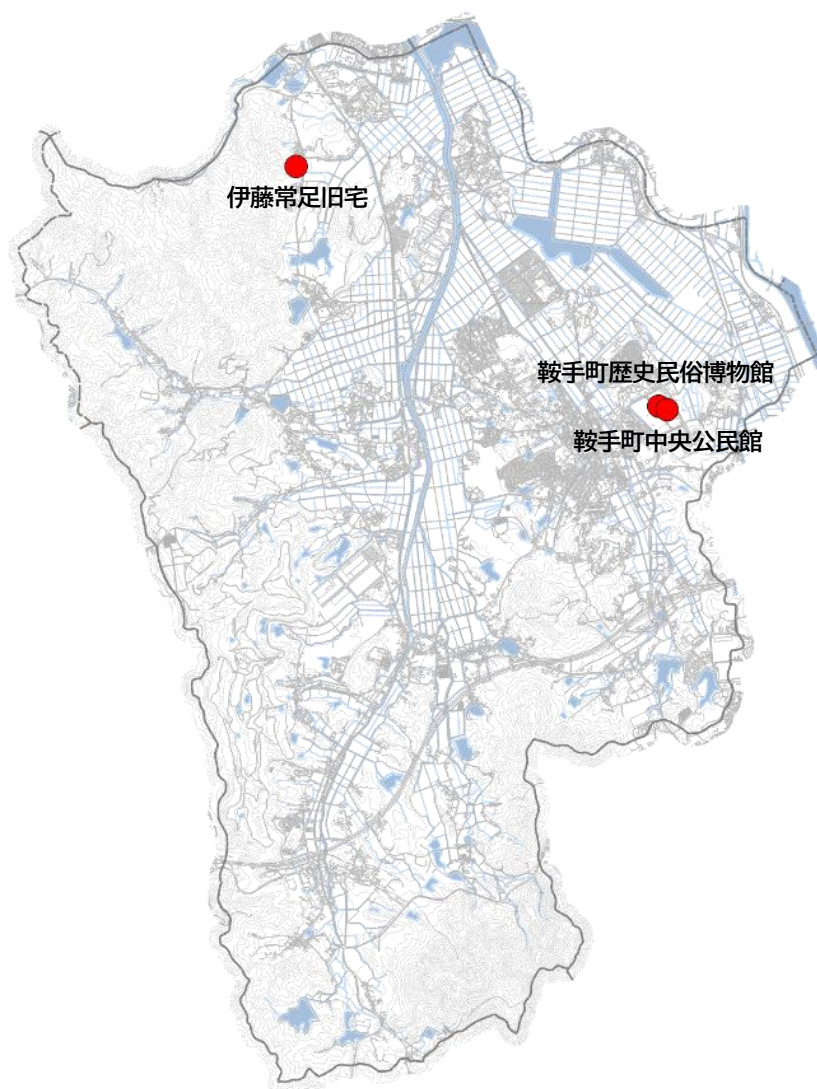


第5分団格納庫

(2) 社会教育施設

単位 m²

番号	施設名	所管課	代表建築年	経過年数	構造	総延床面積	個別
1	鞍手町中央公民館	教育課	1981	40	RC	2,666.8	有
2	歴史民俗博物館	教育課	1985	37	RC	787.7	有
3	伊藤常足旧宅	教育課	1786	235	W	113.4	



① 施設の状況

社会教育施設は、中央公民館を中心に文化体育総合施設群に配置されています。中央公民館においては、令和2年度に躯体外部や設備等の改修工事を行っています。

また、福岡県の指定文化財の史跡として指定されている伊藤常足旧宅も本町の管理施設としています。

② 課題

歴史民俗博物館については、築30年が経過しており、大規模改修の検討が必要となります。

③ 整備方針

中央公民館に関しては、策定した個別施設計画に沿って予防保全型による長寿命化を図ります。

歴史民俗博物館に関しては、新庁舎建設に伴い除却した埋蔵文化財収蔵庫と石炭資料展示場を集約・一体化し、別館として新設を予定しています。この新施設と連携し、策定した個別施設計画に沿って予防保全型による長寿命化を図ります。

福岡県指定史跡の伊藤常足旧宅は、築200年以上の貴重な歴史的建物であるため、今後も適正な維持管理を図ります。



鞍手町中央公民館



伊藤常足旧宅



歴史民俗博物館

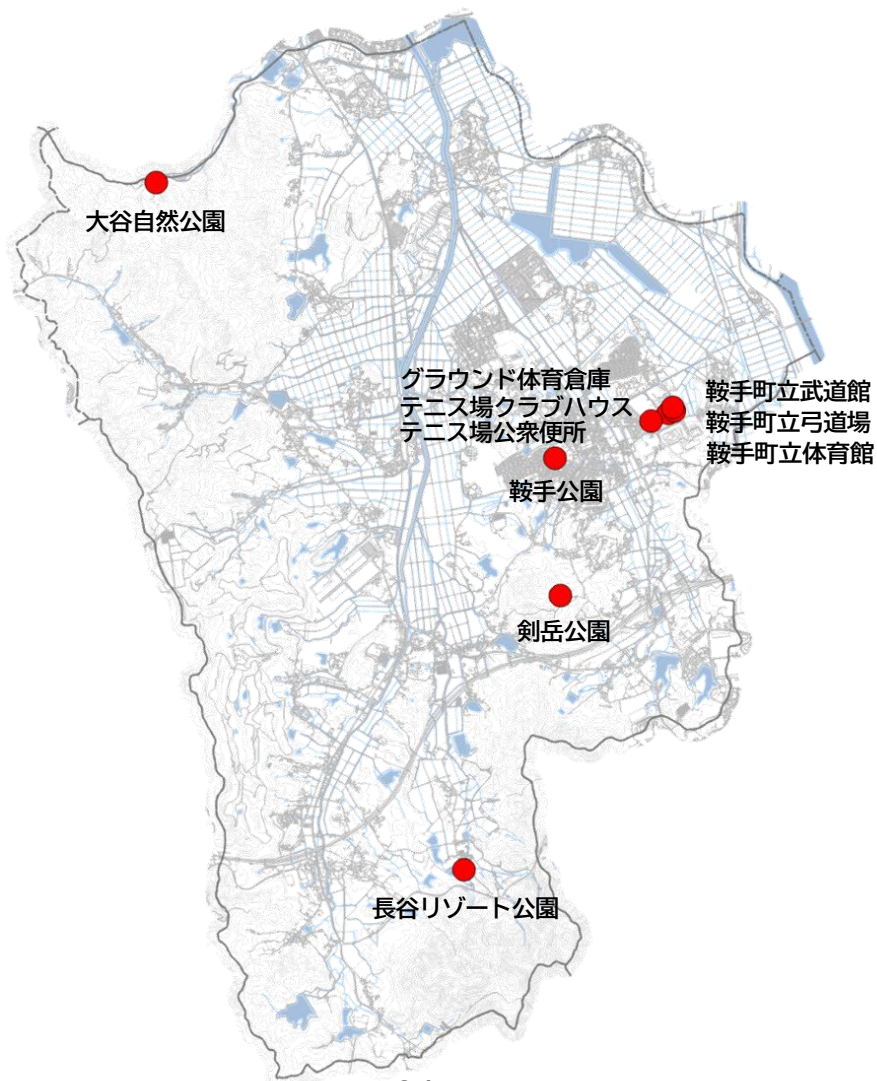


歴史民俗博物館(内部)

(3) スポーツ・レクリエーション施設

単位 m²

番号	施設名	所管課	代表建築年	経過年数	構造	総延床面積	個別
1	鞍手町立体育館	教育課	1982	39	RC	1,997.4	有
2	鞍手町立武道館	教育課	1980	42	RC	1,228.8	有
3	鞍手町立弓道場	教育課	1983	39	S	435.9	有
4	鞍手町立テニス場 クラブハウス	教育課	1986	36	W	69.0	
5	クラブハウストイレ	教育課	1986	36	W	10.1	
6	テニス場公衆便所	教育課	1985	36	CB	74.3	
7	グラウンド体育倉庫	教育課	1985	36	RC	60.0	
8	大谷自然公園	建設課	2005	16	W	446.4	
9	長谷リゾート公園トイレ①	建設課	1994	28	RC	24.0	
10	長谷リゾート公園トイレ②	建設課	1994	28	RC	27.0	
11	鞍手公園トイレ	建設課	1998	24	RC	56.0	
12	剣岳公園トイレ①	建設課	1992	30	RC	20.0	
13	剣岳公園トイレ②	建設課	1997	25	W	47.0	



① 施設の状況

スポーツ・レクリエーション施設は、社会教育施設とともに配置されている町立武道館、弓道場、体育館及び町民グラウンドのスポーツ施設と、自然公園等のレクリエーション施設の13施設が配置されています。

② 課題

町民の体育活動の拠点となっているスポーツ施設ですが、いずれも築30年を経過し、経年劣化による傷みがある箇所が発生しているため、施設の大規模改修等による長寿命化を図り、適正な維持管理に努める必要があります。

③ 整備方針

町立体育館、武道館及び弓道場に関しては、策定した個別施設計画に沿って予防保全型による長寿命化を図ります。

町民グラウンド及びテニス場は、サッカーや野球、テニスなどのスポーツが楽しめる町民の憩いの場として、今後も適正な維持管理を図ります。

大谷自然公園、長谷リゾート公園の他、鞍手公園や剣岳公園、浮洲公園といった公園施設に関しても、適正な維持管理を継続します。



鞍手町立体育館



鞍手町立武道館



鞍手町立テニス場クラブハウス

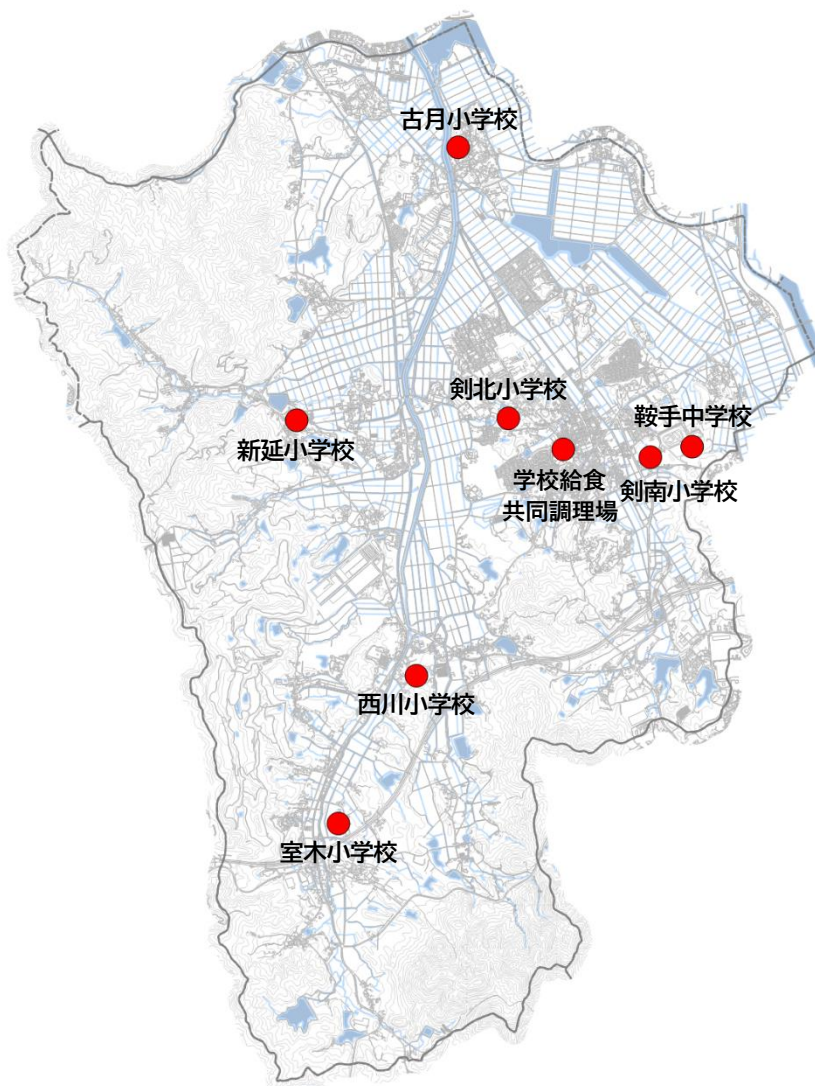


大谷自然公園

(4) 学校教育施設

単位 m²

番号	施設名	所管課	代表建築年	経過年数	構造	総延床面積	個別
1	剣南小学校	教育課	1976	46	RC	4,255.2	有
2	剣北小学校	教育課	1980	42	RC	3,927.0	有
3	古月小学校	教育課	1975	47	RC	3,603.0	有
4	西川小学校	教育課	1993	29	RC	3,652.0	有
5	新延小学校	教育課	1978	43	RC	3,363.0	有
6	室木小学校	教育課	1982	40	RC	3,030.0	有
7	鞍手中学校	教育課	2015	7	SRC	19,094.7	有
8	学校給食共同調理場	教育課	1968	53	S	450.0	有



① 施設の状況

学校教育施設は、小学校6校、中学校1校及び学校給食共同調理場の8施設※が配置されています。小学校においては令和元(2019)年度に空調設備工事を実施しています。

② 課題

建物の劣化状況等に応じた改修・改善工事や、将来的な児童・生徒数を考慮した建物規模の検討など、各施設の実態に応じた計画的な施設整備を行うことが重要であることに加え、バリアフリー化や環境への配慮など、学校施設に求められる時代のニーズに対応するための対策も必要となります。また、学校給食共同調理場においては、築50年以上が経過し老朽化が著しいため、今後、関係者の意見等を聞きながら小学校のあり方の検討と併せて学校給食共同調理場のあり方についても検討が必要となります。

③ 整備方針

学校教育施設に関しては、策定した学校施設長寿命化計画に沿って、計画的な長寿命化改修を図りますが、本町の財政状況や施設の状況、将来的な学校施設の再編等を総合的に判断した上で実施していきます。

※鞍手町立豊翔館に関しては、令和3(2021)年度末で廃校を予定しているため、今後は「その他施設」として維持管理をしながら処分を検討します。



剣南小学校



古月小学校



西川小学校

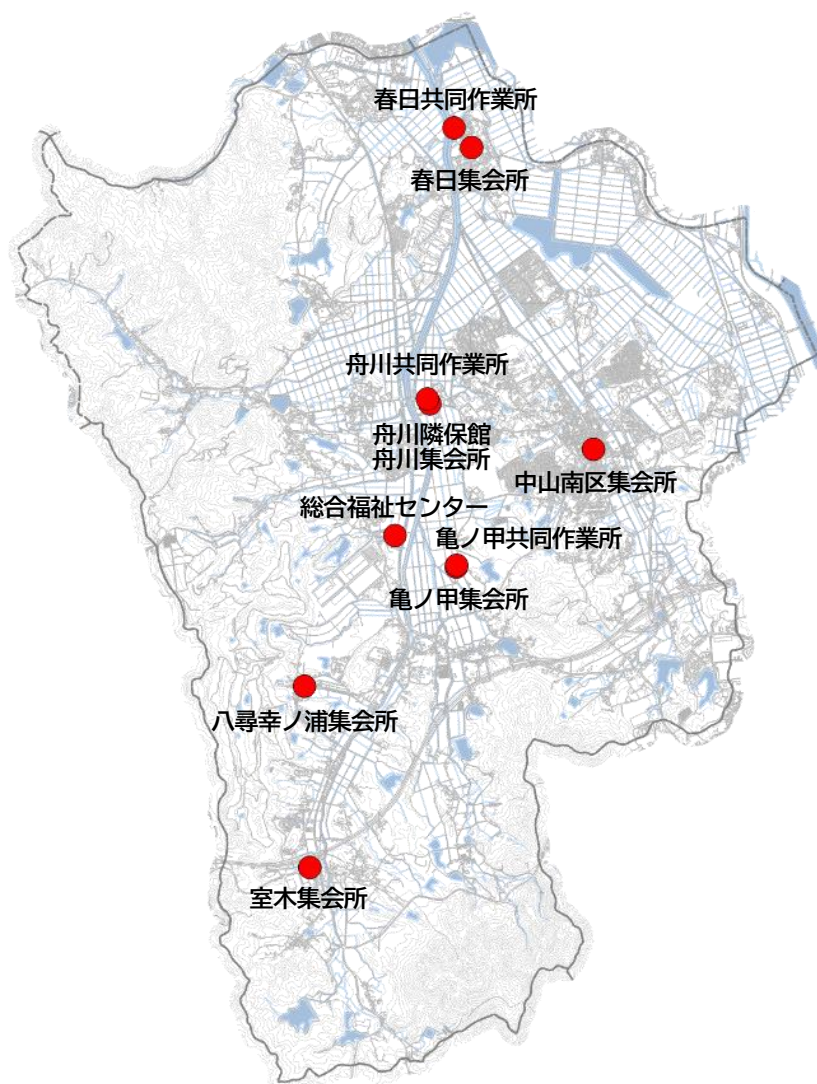


鞍手中学校

(5) 社会福祉施設

単位 m

番号	施設名	所管課	代表建築年	経過年数	構造	総延床面積	個別
1	総合福祉センター	福祉人権課	2000	21	S	3,722.3	有
2	舟川隣保館	福祉人権課	1973	49	RC	240.6	有
3	舟川集会所	福祉人権課	1987	35	S	86.6	
4	室木集会所	福祉人権課	1984	38	S	65.0	
5	春日集会所	福祉人権課	1976	46	S	172.0	
6	亀ノ甲集会所	福祉人権課	1976	45	W	56.2	
7	中山南区集会所	福祉人権課	1982	40	S	52.1	
8	八尋幸ノ浦集会所	福祉人権課	1995	26	W	142.4	
9	春日共同作業所	福祉人権課	1975	47	S	97.2	
10	舟川共同作業所	福祉人権課	1976	46	S	97.2	
11	亀ノ甲共同作業所	福祉人権課	1976	45	W	40.0	



① 施設の状況

社会福祉施設は、総合福祉センター、舟川隣保館及び集会所等の11施設が配置されています。総合福祉センター及び八尋幸ノ浦集会所以外の施設は築30年以上経過し、老朽化の進行が懸念されます。

② 課題

大半の施設が築30年を経過しているため、施設の大規模改修、あるいは集約化や建替等の適正配置の検討が必要となります。

③ 整備方針

総合福祉センターに関しては、新庁舎に機能を集約する予定であり、残る施設については、町が関与できる形での賃貸などの処分を検討しつつ、処分決定までの間は「その他施設」として、策定した個別施設計画に沿って機能維持のための事後保全管理を行います。

舟川隣保館に関しては、老朽化による劣化・損傷が著しいため、策定した個別施設計画に沿って機能維持のための事後保全管理を行いながら、更新や移転等を検討します。

その他築30年以上の古い建物については、更新や移転、統廃合等を検討しつつ、適正な維持管理を図ります。



総合福祉センター



舟川隣保館



室木集会所

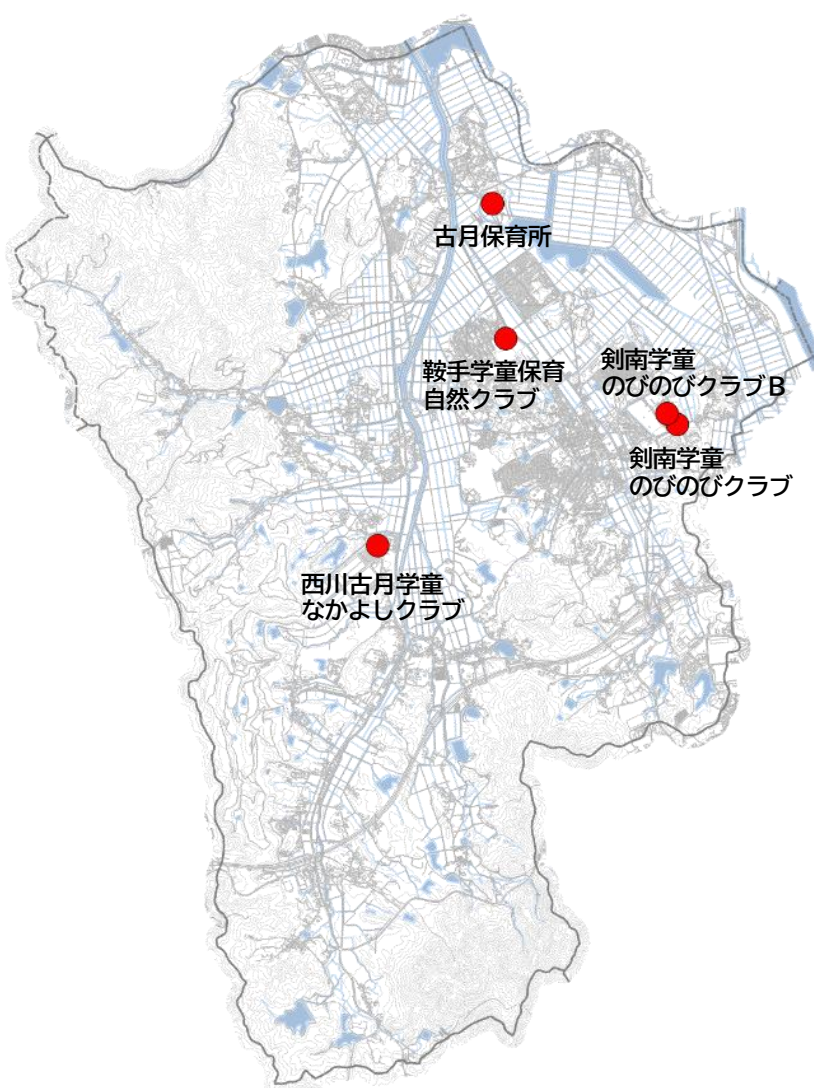


八尋幸ノ浦集会所

(6) 子育て支援施設

単位 m²

番号	施設名	所管課	代表建築年	経過年数	構造	総延床面積	個別
1	古月保育所	福祉人権課	1979	42	RC	1,497.5	有
2	剣南学童のびのびクラブ	福祉人権課	2005	17	S	130.0	
3	剣南学童のびのびクラブB	福祉人権課	1991	31	S	94.4	
4	西川古月学童なかよしクラブ	福祉人権課	2005	17	S	130.0	
5	鞍手学童保育自然クラブ	福祉人権課	2010	12	S	133.9	



① 施設の状況

子育て支援施設は、古月保育所及び学童クラブの5施設が配置されています。保育所に関しては2018(平成30)年まで3所あった施設を古月保育所の1施設に統合し、2020(令和2)年度に全面改修工事を行っています。

② 課題

古月保育所の建物改修が完了しており、他の施設の建物に関しても大きな問題はみられませんが、今後も適正な施設管理に努めていく必要があります。

③ 整備方針

古月保育所に関しては、大規模改修が完了しており、策定した個別施設計画に沿って予防保全型による長寿命化を図ります。

各学童施設に関しても、比較的新しい施設のため予防保全型による長寿命化を図りますが、将来的な学校施設の再編等を踏まえ、必要に応じて長寿命化の実施または統廃合等の検討を行います。



古月保育所



剣南学童のびのびクラブ



西川古月学童なかよしクラブ

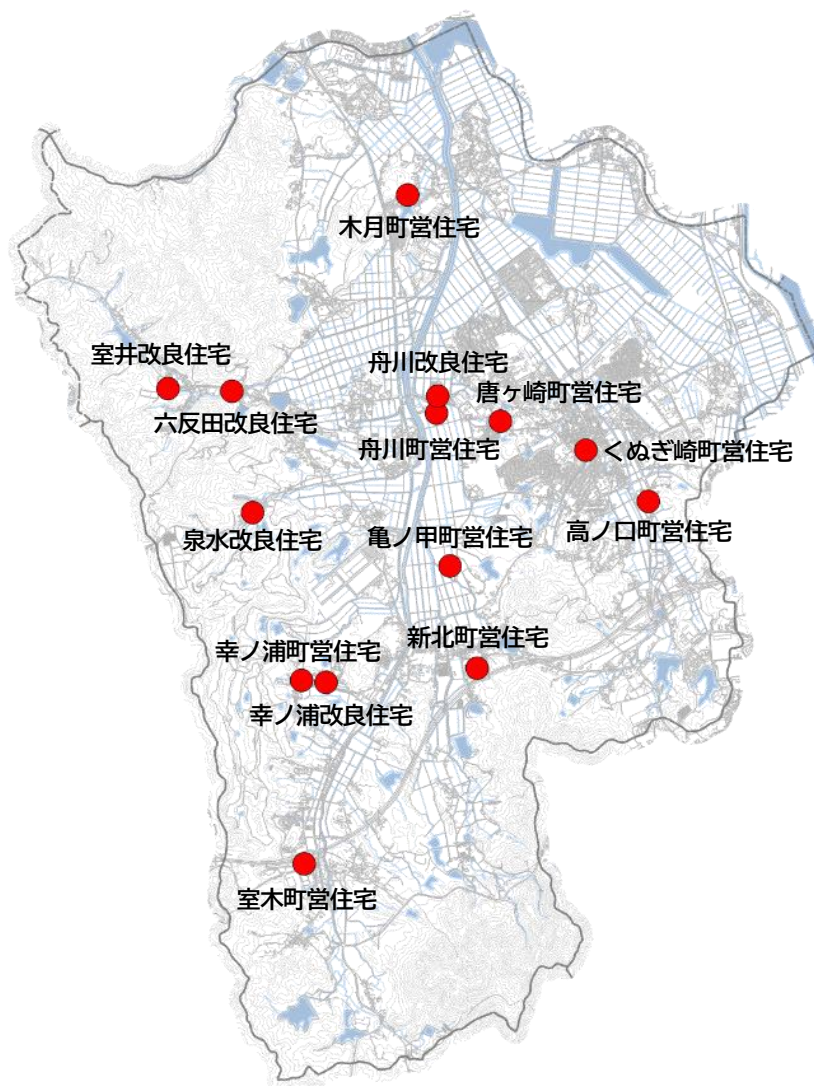


鞍手学童保育自然クラブ

(7) 住宅

単位 m

番号	施設名	所管課	代表建築年	経過年数	構造	総延床面積	個別
1	高ノ口町営住宅	建設課	1953	68	W	224.4	有
2	唐ヶ崎町営住宅	建設課	1955	66	W	625.3	有
3	新北町営住宅	建設課	1959	62	W	417.4	有
4	木月町営住宅	建設課	1961	60	W	708.5	有
5	くぬぎ崎町営住宅	建設課	1964	57	W	747.9	有
6	亀ノ甲町営住宅	建設課	1978	43	CB	489.1	有
7	幸ノ浦町営住宅	建設課	1979	42	CB	2,173.9	有
8	舟川町営住宅	建設課	1981	40	CB・RC	1,652.1	有
9	室木町営住宅	建設課	1981	40	RC	868.3	有
10	舟川改良住宅	建設課	1974	47	CB	2,646.0	有
11	室井改良住宅	建設課	1978	43	CB	2,172.1	有
12	六反田改良住宅	建設課	1980	41	CB	4,022.5	有
13	泉水改良住宅	建設課	1983	38	CB・W	6,829.9	有
14	幸ノ浦改良住宅	建設課	2002	19	W	5,608.5	有



① 施設の状況

住宅は、公営住宅及び改良住宅の14団地が配置されています。本町の多くの住宅が新耐震基準(昭和56年)以前に建設され、築40年以上が経過し老朽化が進んでいる状況です。

② 課題

町営住宅等長寿命化計画に基づき長寿命化を図ってきましたが、老朽化した住宅が多く存在するため、入居者の安全性や居住性の確保が大きな課題となっています。新たな建設や建替は多額の費用を要するため極めて困難な状況であり、今後も必要性や経済性、効率性等を判断しながら長寿命化を図り、点検の強化及び点検に基づく適正管理・早期の修繕による更新コストの削減など、適切に対応する必要があります。

③ 整備方針

住宅に関しては、耐用年限を超過した建物や、安全性、居住性に課題のある建物が多くみられるため、施設のあり方の検討や、民間住宅の立地及び供給量の見直し等を踏まえ、策定した第二期 町営住宅等長寿命化計画と整合を図りながら、町営住宅等の必要量などの既存住宅全体の方針を検討し、適正な維持管理を図ります。



舟川町営住宅



幸ノ浦町営住宅



泉水改良住宅



六反田改良住宅

(8) 供給処理施設

単位 m²

番号	施設名	所管課	代表建築年	経過年数	構造	総延床面積	個別
1	鞍手町衛生センター	農政環境課	1980	41	RC	1,966.3	有



① 施設の状況

供給処理施設は、鞍手町衛生センターの1施設が配置されています。し尿処理は、この衛生センターで行われていますが、築40年を迎え、施設の老朽化が進んでおり、近年著しく維持管理費が増大しています。

② 課題

し尿処理においては、下水道や浄化槽が完全に普及するまでは処理施設である衛生センターが不可欠ですが、躯体及び内部全体において経年による劣化が進んでいるため、老朽化を遅らせるような工夫を凝らしながら効率的な維持管理に努めつつ、広域での汚水処理も視野に入れるといった、施設のあり方の検討が必要となります。

③ 整備方針

衛生センターに関しては、施設のあり方を検討しつつ、策定した個別施設計画に沿って機能維持のための事後保全管理を行います。

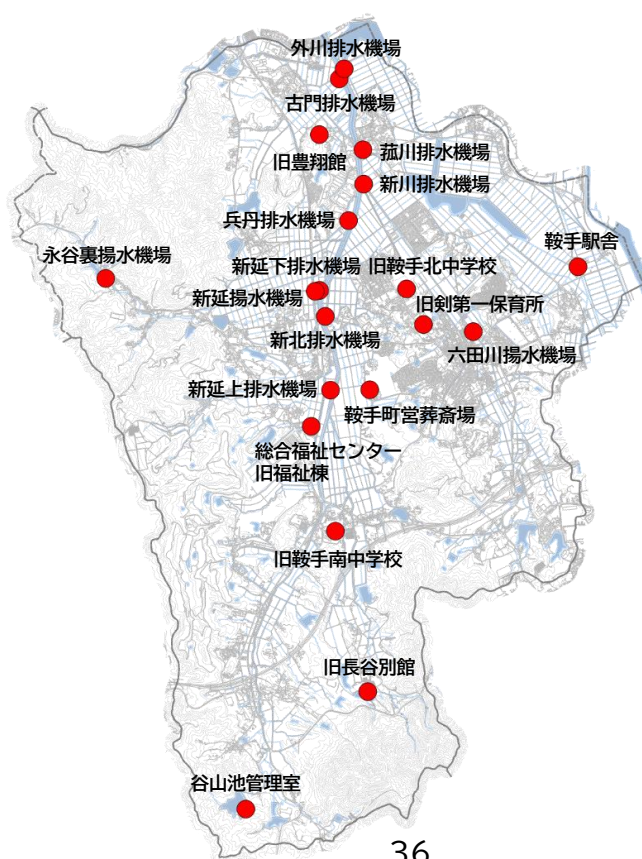


鞍手町衛生センター

(9) その他

単位 m²

番号	施設名	所管課	代表建築年	経過年数	構造	総延床面積	個別
1	鞍手町営葬斎場	農政環境課	1991	30	RC	1279.1	有
2	鞍手駅舎	総務課	1987	35	S	128.5	有
3	総合福祉センター旧福祉棟	総務課	2001	21	S	1,512.1	有
4	兵丹排水機場	農政環境課	1968	53	S	34.0	
5	新延下排水機場	農政環境課	1968	53	S	50.4	
6	新延上排水機場	農政環境課	1970	51	S	67.1	
7	菰川排水機場	農政環境課	1976	45	S	232.5	
8	新北排水機場	農政環境課	1986	35	S	136.2	
9	新延揚水機場	農政環境課	1988	33	CB	7.2	
10	六田川揚水機場	農政環境課	1990	31	CB	20.0	
11	永谷裏揚水機場	農政環境課	1985	36	CB	21.9	
12	新川排水機場	農政環境課	1970	51	S	112.0	
13	外川排水機場	農政環境課	1972	49	S	111.6	
14	古門排水機場	農政環境課	1973	48	S	80.1	
15	谷山池管理室	農政環境課	1980	41	CB	17.3	
16	旧剣第一保育所	総務課	1991	30	RC	877.7	有
17	旧鞍手北中学校	総務課	1972	50	RC・S	7,003.0	有
18	旧鞍手南中学校	総務課	1971	50	RC・S	5,643.0	有
19	旧豊翔館	教育課 (総務課)	1980	41	RC	3,673.0	有
20	旧長谷別館	総務課	1975	46	RC・CB	628.2	有



① 施設の状況

その他施設として、葬斎場や鞍手駅舎、揚排水機場等の建屋、旧南北中学校等の20施設が配置されています。

② 課題

葬斎場や鞍手駅舎に関しては、長寿命化改修や更新等の検討が必要となります。また、工作物においても他の一般公共施設と同様に老朽化が進行しているため、適切な修繕や更新等の検討が必要となります。

現在使用されていない施設に関しては除却を含め、今後の対応の検討が必要となります。

③ 整備方針

葬斎場や鞍手駅舎に関しては、策定した個別施設計画に沿って予防保全型による長寿命化を図ります。

揚排水機場等の建屋については、施設の役割が果たせるよう適正な維持管理を継続します。

現在使用されていない旧施設に関しては、策定した個別施設計画に沿って機能維持のための事後保全管理を行いながら、除却を含めた処分を検討します。



鞍手町営葬斎場



鞍手駅舎



総合福祉センター旧福祉棟



旧鞍手北中学校

2. 公共施設（インフラ）の現況と整備方針

(1) 道路

本町が管理する道路は、延長 192,542m、面積 1,103,455㎡が整備されています。
策定した道路舗装個別施設計画と整合を図りながら、適正な維持管理を図ります。

表 道路の整備状況

道路区分	路線数	延長	面積
1級町道	17路線	30,905m	256,037㎡
2級町道	34路線	27,996m	183,593㎡
その他の町道	429路線	133,641m	663,825㎡
合計	480路線	192,542m	1,103,455㎡

(2) 橋りょう

本町が管理する橋りょうは、183橋が整備されています。

策定した橋梁長寿命化修繕計画と整合を図りながら、適正な維持管理を図ります。

なお、利用者が極めて少なく老朽化も進んでいる高速道路跨道橋の3橋(下松尾橋、薄井橋、稲葉橋)は、計画期間内に撤去を予定しています。

表 橋りょうの整備状況

橋りょう数	橋長別の内訳		
	2m以上5m未満	5m以上15m未満	15m以上
183橋	94橋	68橋	21橋

(3) 工作物

本町が管理する井堰や揚排水機場等の農業水利に関する工作物は、井堰が201施設、揚排水機場が11施設、ため池が60池となっています。

策定した個別施設計画と整合を図りながら、適正な維持管理を図ります。

表 工作物の整備状況

井堰	揚排水機場	ため池
201施設	11施設	60池

3. 将来予測

(1) 更新費用の試算設定条件

更新費用の試算に関しては、個別施設計画等での試算を原則とし、それ以外の施設に関しては、下記のとおり試算します。

① 計算方法

耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより試算します。

② 耐用年数

耐用年数は60年とし、建替期間を3年間と設定します。また、大規模改修においては、建設後30年とし、2年間の改修期間と設定します。

③ 更新単価

公共施設等の建築物の種類ごとの更新(建替)と大規模改修の単価については、総務省の推奨する「更新費用試算ソフト(財)地域総合整備財団」の分類別更新単価を採用します。

(2) 将来更新費用

① 現状規模のままの更新

上記により試算した結果、現状規模のまま更新した場合、今後40年間で641.1億円の更新費用を要すると試算しました。年平均は約16億円となります。

② 長寿命化及び予防保全型管理等による更新

次に、長寿命化改修や予防保全型管理への切替等により更新した場合、459.4億円の更新費用を要するという結果になり、長寿命化による維持更新を行うことで、今後40年間で181.2億円の縮減を見込むことができます。

表 将来更新費用の試算比較

単位:億円

公共施設等	現状規模	長寿命化等	縮減効果額
建物	390.2	346.3	43.4
道路	128.5	80.8	47.7
橋りょう	24.4	9.6	14.8
工作物	98.0	22.7	75.3
合計	641.1	459.4	181.2

(3) 建物更新費用の内訳

① 現状規模のままの更新

本町が保有する公共施設等建築物について、現状規模のまま更新した場合、今後40年間で390.2億円の更新費用を要し、1年平均では約9.8億円かかる試算となります。

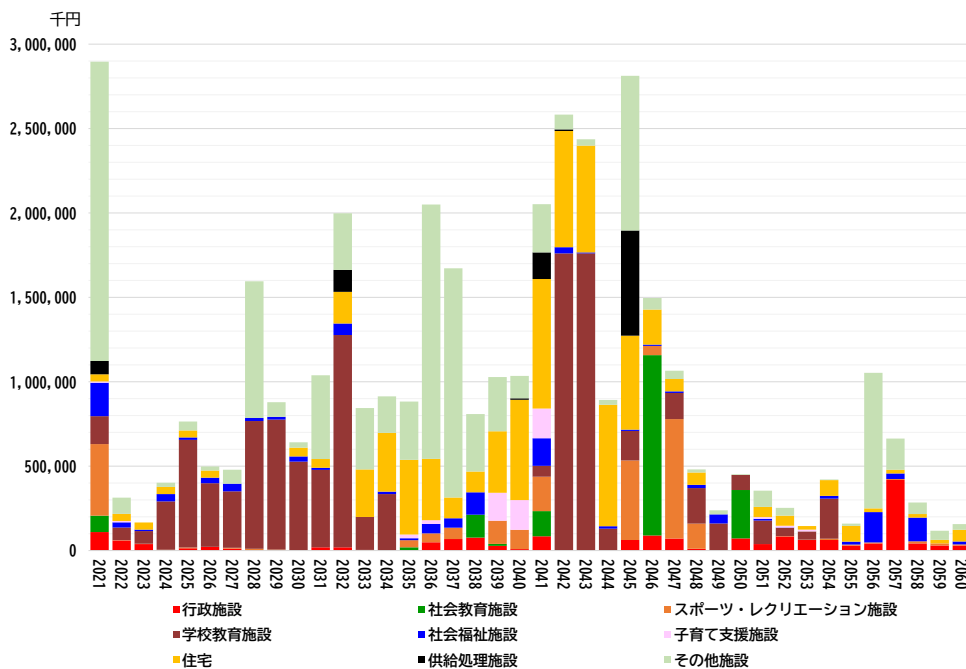


図 更新費用（現状規模）

② 長寿命化及び予防保全型管理等による更新

現状規模の施設更新に対し、長寿命化改修や予防保全型による維持管理にて更新した場合、今後40年間で346.3億円の更新費用となり、1年平均では約8.7億円かかる試算となります。よって、長寿命化等による維持管理により約43.4億円の縮減を見込むことができます。

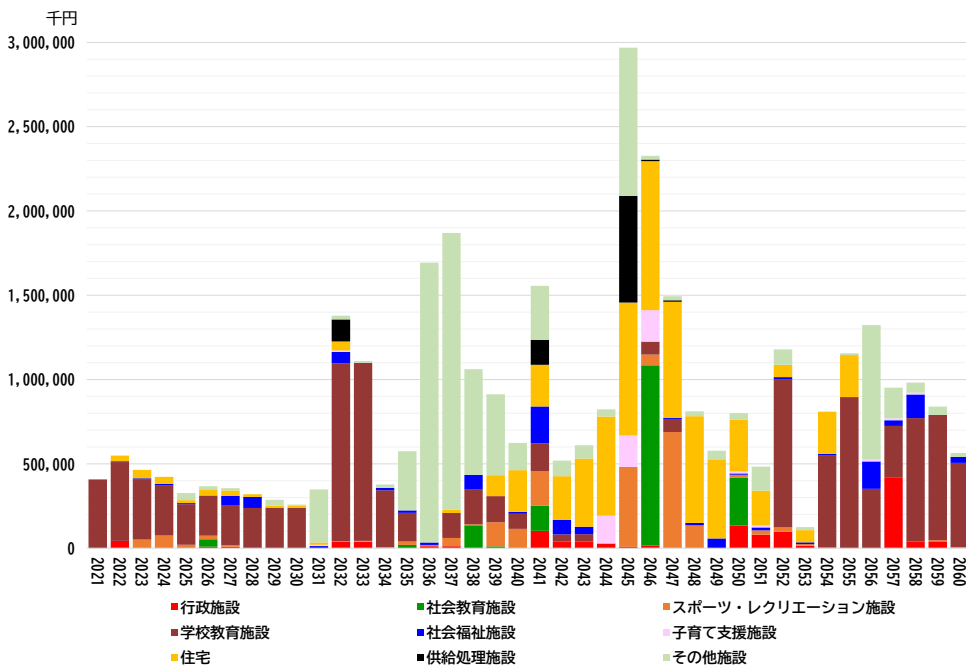


図 更新費用（長寿命化等）

(4) 道路・橋りょう更新費用の内訳

① 現状規模のままの更新

本町が保有する道路を現状のまま更新した場合、今後40年間で128.5億円の更新費用を要し、1年平均で3.2億円かかる試算となります。また、橋りょうにおいては、策定した個別施設計画による従来型の事後保全管理とした場合、24.4億円を要し、1年平均では0.6億円かかる試算となります。

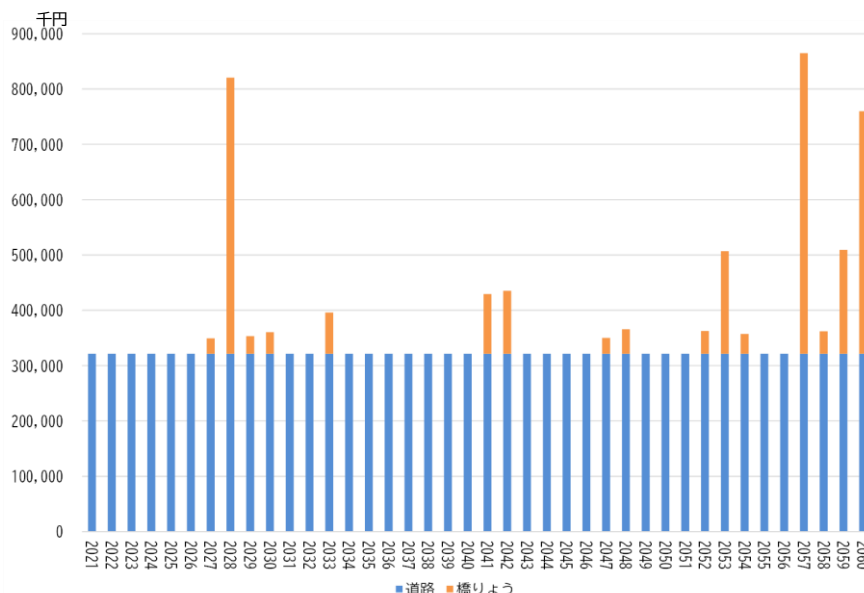


図 更新費用 (現状規模)

② 長寿命化及び予防保全型管理等による更新

現状のままの更新に対し、道路・橋りょうそれぞれの個別施設計画に沿って予防保全型による維持管理にて更新した場合、道路は今後40年間で80.8億円を要し、1年平均では2億円、橋りょうは9.6億円を要し、1年平均で0.2億円かかる試算となります。

よって、長寿命化等による維持管理により62.5億円の縮減を見込むことができます。

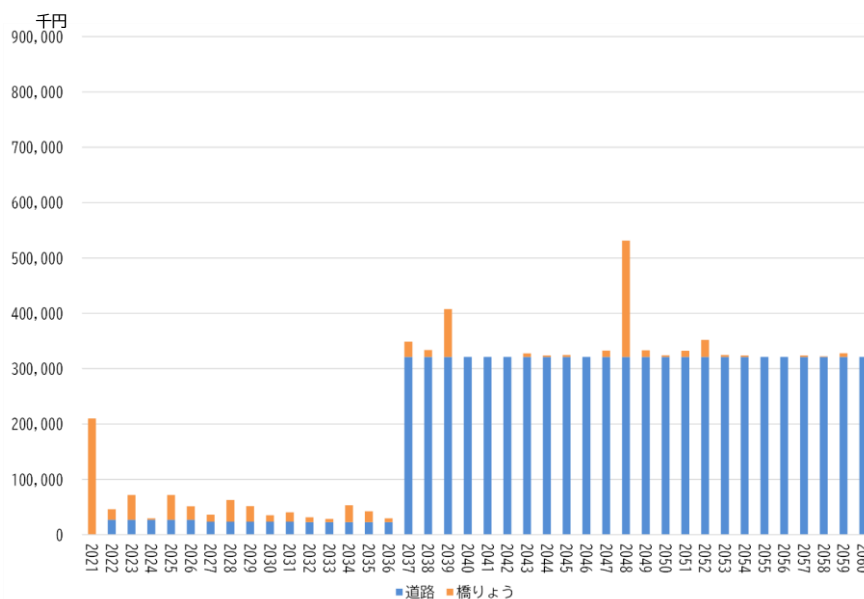


図 更新費用 (長寿命化等)

(5) 工作物の更新費用の内訳

① 現状規模のままの更新

本町が保有する工作物を現状のまま更新した場合、今後40年間で98億円の更新費用を要し、1年平均で2.5億円かかる試算となります。費用の内訳は、揚排水機場が52.1億円、ため池が39億円、井堰が6.9億円となっています。

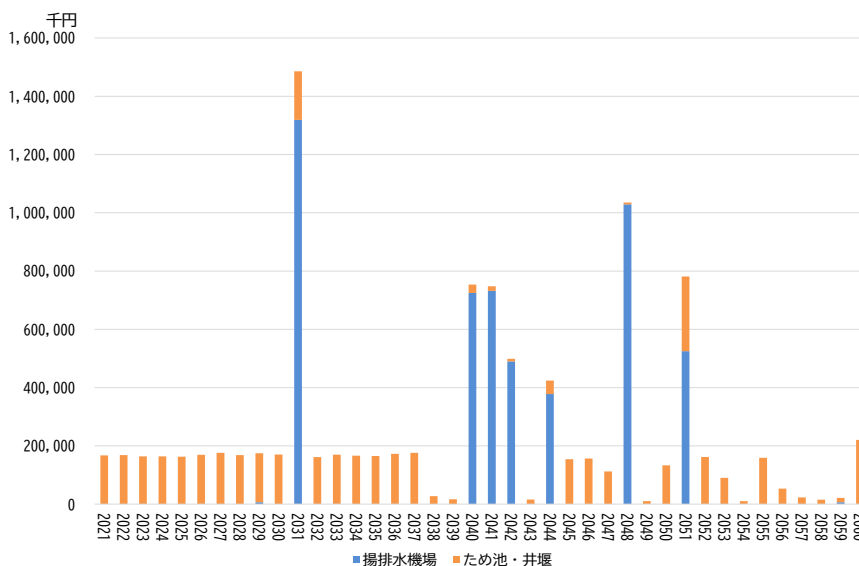


図 更新費用 (現状規模)

② 長寿命化及び予防保全型管理等による更新

現状規模の施設更新に対し、長寿命化改修や予防保全型による維持管理にて更新した場合、今後40年間で22.7億円の更新費用となり、1年平均では0.6億円かかる試算となります。費用の内訳は、揚排水機場が5.9億、ため池が14.7億円、井堰が2.1億円となっています。

よって、長寿命化等による維持管理により75.3億円の縮減を見込むことができます。

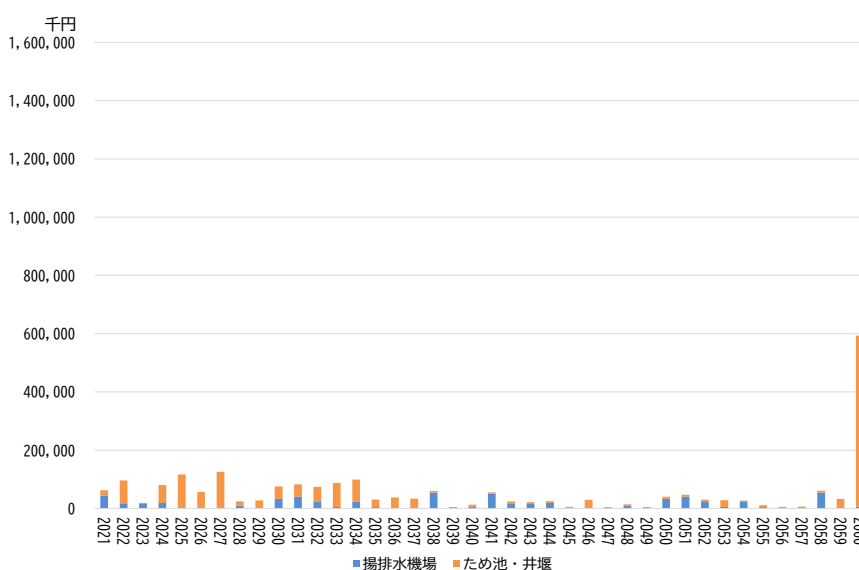


図 更新費用 (長寿命化等)

(6) 公共施設等面積の推計

人口ビジョンの将来推計では、本町の人口は、2030(令和12)年には12,372人、2045(令和27)年には8,879人になると推計され、現在の公共施設等の人口1人当たり面積7.62㎡を維持した場合、2030(令和12)年には94,274㎡、2040(令和22)年には67,657㎡への削減が必要となります。よって、将来の人口動向を踏まえた、公共施設等のあり方を引き続き検討していく必要があります。

表 公共施設等延床面積の将来推計

年	1980年 昭和55年	2020年 (令和2年)	2030年 (2020年比)	2045年 (2020年比)
施設面積	48,389㎡	114,916㎡	94,274㎡ (△20,642㎡)	67,657㎡ (△47,259㎡)
人口	19,079人	15,080人	12,372人 (△2,708人)	8,879人 (△6,201人)
人口1人当り面積	2.53㎡/人	7.62㎡/人	7.62㎡/人 (人口1人当り7.62㎡を維持した場合)	

※1980年、2020年の人口は国勢調査による

(7) 充当可能な財源額の見込み(普通会計)

公共施設等の将来の更新費用に充当可能となる財源としては、国・県支出金や地方債がその大半を占めることとなりますが、現時点でその財源を把握することが困難であることから、維持補修費を含む過去の普通建設事業費等の実績を基に、その財源が確保されるものと仮定して充当可能な財源を試算しました。過去8年間の普通建設事業費等の合計は94.4億円となり、年平均11.8億円になります。

表 普通建設事業費等の推移

単位 百万円

年度	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	合計
普通建設事業費	764.2	3,515.2	540.7	368.7	335.9	415.1	762.1	2,065	8,766.9
維持補修費	70.7	113.0	116.0	65.2	66.3	112.0	62.6	62.5	668.3
合計	834.9	3,628.2	656.7	433.9	402.2	527.1	824.7	2,127.5	9,435.2

(8) 今後の方向性

保有する公共施設等を現状規模のまま更新するとした場合、2060年度までの40年間の更新費用は641.1億円となり、年平均は16億円という試算結果となりました。

これは、過去8年間の普通建設事業費等の年平均11.8億円よりも増加する結果となっていますが、予防保全型管理への切替えや長寿命化対策を各施設に対して実施することにより、更新費用は459.4億円となり、181.2億円の縮減を見込むことができます。1年平均では11.5億円と、現状の普通建設事業費等の平均額よりも抑えることが可能となるため、策定した個別施設計画等による計画的な長寿命化や施設の適正配置を図りつつ財政負担の軽減を今後も推進することが重要となります。

鞍手町公共施設等総合管理計画

改訂版

令和6年3月

編集・発行 鞍手町

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地

TEL : 0949-42-2111 FAX : 0949-42-5693

町公式 HP <http://www.town.kurate.lg.jp>

町公式 FB <http://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

町公式 LINE @kurate

「ふっ」と笑顔になる。
「て」を伸ばせば望みに届く。
探せば「ふく」も見つかる。
ふっくらくらて。



【ふっくら くらて】[名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。